

平成 2 8 年 2 月 2 2 日 招 集

第 1 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

平成28年第1回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第1号	専決処分事項の報告について	平成28年 2月22日		
議第1号	天草市議会議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	"		
議第2号	天草市議会議員に対する議員報酬及び 費用弁償等に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について	"		
議第3号	天草市職員の給与に関する条例等の 一部を改正する条例の制定について	"		
議第4号	天草市職員の退職手当に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	"		
議第5号	天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	"		
議第6号	天草市人事行政の運営等の状況の公表 に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について	"		
議第7号	天草市職員の退職管理に関する条例の 制定について	"		
議第8号	天草市表彰条例を廃止する条例の制定 について	"		
議第9号	天草市運動広場条例の一部を改正する 条例の制定について	"		
議第10号	天草市武道場条例の一部を改正する 条例の制定について	"		
議第11号	天草市消費生活センターの組織及び 運営等に関する条例の制定について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第12号	天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	平成28年 2月22日		
議第13号	天草市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第14号	天草市多目的集会所条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第15号	天草市民センター条例及び天草市牛深総合センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第16号	天草市崎津集落ガイダンスセンター条例の制定について	〃		
議第17号	天草市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第18号	天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第19号	天草市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第20号	天草市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第21号	天草市教育振興審議会条例の制定について	〃		
議第22号	天草市町民センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第23号	天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第24号	天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第25号	第2次天草市総合計画基本構想及び前期基本計画の変更について	平成28年 2月22日		
議第26号	天草市過疎地域自立促進計画（平成28年度～32年度）の策定について	〃		
議第27号	指定管理者の指定について（志柿地区コミュニティセンター及び志柿町瀬戸地区コミュニティセンター）	〃		
議第28号	指定管理者の指定について（牛深地区コミュニティセンター）	〃		
議第29号	指定管理者の指定について（嵐口地区コミュニティセンター）	〃		
議第30号	指定管理者の指定について（小宮地地区コミュニティセンター）	〃		
議第31号	指定管理者の指定について（鬼池地区コミュニティセンター）	〃		
議第32号	指定管理者の指定について（二江地区コミュニティセンター）	〃		
議第33号	指定管理者の指定について（新合地区コミュニティセンター）	〃		
議第34号	指定管理者の指定について（新和農畜産物処理加工施設）	〃		
議第35号	指定管理者の指定について（五和農畜産物処理加工施設）	〃		
議第36号	指定管理者の指定について（福連木まごころ市場）	〃		
議第37号	指定管理者の指定について（しんわ夕やけ市場）	〃		
議第38号	指定管理者の指定について（とどろき万太郎村）	〃		
議第39号	指定管理者の指定について（福連木かしの木館）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第40号	指定管理者の指定について（西平椿公園カメラハウス）	平成28年 2月22日		
議第41号	指定管理者の指定について（藍の岬キャンプ村）	〃		
議第42号	指定管理者の指定について（下田温泉センター）	〃		
議第43号	指定管理者の指定について（大江特産品加工場）	〃		
議第44号	指定管理者の指定について（市営住宅）	〃		
議第45号	平成27年度天草市一般会計補正予算（第7号）	〃		
議第46号	平成27年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第47号	平成27年度天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）	〃		
議第48号	平成27年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第49号	平成27年度天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第50号	平成27年度天草市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第51号	平成27年度天草市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第52号	平成27年度天草市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第53号	平成27年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第54号	平成27年度天草市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第55号	平成27年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第2号)	平成28年 2月22日		
議第56号	平成27年度天草市歯科診療所特別会計補正予算(第2号)	〃		
議第57号	平成27年度天草市病院事業会計補正予算(第2号)	〃		
議第58号	平成27年度天草市水道事業会計補正予算(第2号)	〃		
議第59号	平成28年度天草市一般会計予算	〃		
議第60号	平成28年度天草市国民健康保険特別会計予算	〃		
議第61号	平成28年度天草市介護保険特別会計予算	〃		
議第62号	平成28年度天草市後期高齢者医療特別会計予算	〃		
議第63号	平成28年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算	〃		
議第64号	平成28年度天草市簡易水道事業特別会計予算	〃		
議第65号	平成28年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算	〃		
議第66号	平成28年度天草市歯科診療所特別会計予算	〃		
議第67号	平成28年度天草市斎場事業特別会計予算	〃		
議第68号	平成28年度天草市一町田財産区特別会計予算	〃		
議第69号	平成28年度天草市新合財産区特別会計予算	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第70号	平成28年度天草市病院事業会計予算	平成28年 2月22日		
議第71号	平成28年度天草市水道事業会計予算	"		
議第72号	平成28年度天草市下水道事業会計予算	"		

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月22日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 平成28年1月14日（木曜日）
午後1時45分頃
- 2 事故発生場所 天草市小松原町（小野川ビル交差点）
- 3 和解の相手方 天草市在住者（男性、79歳、車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時において、本市職員が運転する公用車が、信号を誤認し、赤信号で発進してしまった為、走行中の相手方車両と接触し、双方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 104,435円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件の車両についての損害に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

議第 1 号

天草市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

天草市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表及び同条第 2 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の天草市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方公務員災害補償法施行令（昭和 42 年政令第 274 号）の改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 2 号

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を次
のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
(天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 18 年天草市条
例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に改める。

第 2 条 天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改
正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 147.5」を「100 分の 150」に、「100 分の 16
7.5」を「100 分の 165」に改める。

(天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 天草市長等の給与及び旅費に関する条例(平成 18 年天草市条例第 43 号)の一部を
次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に改める。

第 4 条 天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 147.5」を「100 分の 150」に、「100 分の 16
7.5」を「100 分の 165」に改める。

(天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 5 条 天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成 21 年天草市条例第 87 号
)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定、第3条の規定による改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例第5条第2項の規定及び第5条の規定による天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例第5条第2項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例、改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例及び天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、当該各号に定める条例の規定による給与の内払とみなす。
 - (1) 第1条の規定による改正前の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例 改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例
 - (2) 第3条の規定による改正前の天草市長等の給与及び旅費に関する条例 改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例
 - (3) 第5条の規定による改正前の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 改正後の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例

(提案理由)

期末手当の支給月数を改めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項及び第204条第3項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第3号

天草市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

天草市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(天草市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 天草市職員の給与に関する条例(平成18年天草市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「41万2,200円」を「41万3,300円」に改める。

第27条第2項第1号中「額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85(特定幹部職員にあつては、100分の105)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の45)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40(特定幹部職員にあつては、100分の50)」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	140,499	190,744	227,751	265,864	292,743	324,234	369,765
以外の職員	2	141,602	192,549	229,656	267,870	295,049	326,540	372,373

3	142,805	194,354	231,462	269,776	297,356	328,847	374,980
4	143,908	196,159	233,267	271,882	299,663	331,154	377,588
5	145,012	197,764	234,872	273,887	301,769	333,460	379,794
6	146,115	199,569	236,778	275,894	304,075	335,566	382,302
7	147,218	201,375	238,583	277,900	306,382	337,773	384,709
8	148,321	203,180	240,388	280,006	308,689	339,979	387,216
9	149,424	204,885	241,993	282,112	310,895	342,186	389,824
10	150,828	206,690	243,799	284,218	313,202	344,392	392,531
11	152,132	208,495	245,604	286,324	315,508	346,598	395,239
12	153,436	210,300	247,409	288,430	317,815	348,805	397,947
13	154,740	211,905	249,014	290,536	320,021	350,810	400,454
14	156,244	213,811	250,920	292,642	322,228	352,917	402,761
15	157,748	215,716	252,625	294,748	324,434	355,023	405,068
16	159,353	217,622	254,330	296,854	326,641	357,129	407,475
17	160,657	219,427	256,035	298,860	328,747	359,034	409,380
18	162,161	221,332	257,941	300,966	330,853	361,040	411,386
19	163,666	223,138	259,847	303,072	332,959	362,946	413,291
20	165,170	225,043	261,853	305,178	334,965	364,851	415,197
21	166,574	226,648	263,758	307,285	337,071	366,957	417,102
22	169,282	228,554	265,564	309,391	339,177	368,863	418,908
23	171,889	230,359	267,369	311,497	341,283	370,869	420,813
24	174,497	232,265	269,174	313,603	343,389	372,875	422,819
25	177,205	233,769	271,180	315,508	344,994	374,880	424,624
26	178,910	235,475	273,086	317,614	346,999	376,886	426,129
27	180,615	237,180	274,991	319,721	348,905	378,892	427,733
28	182,319	238,885	276,897	321,827	350,911	380,898	429,338
29	183,824	240,189	278,702	323,832	352,716	382,502	430,942
30	185,629	241,693	280,607	325,939	354,622	384,308	432,246
31	187,434	243,098	282,513	328,045	356,527	386,113	433,550

32	189, 139	244, 502	284, 418	330, 151	358, 433	387, 818	434, 854
33	190, 744	245, 906	286, 123	331, 755	360, 338	389, 623	436, 057
34	192, 248	247, 310	288, 029	333, 761	362, 144	391, 027	437, 361
35	193, 753	248, 715	289, 934	335, 767	363, 949	392, 632	438, 665
36	195, 257	250, 319	291, 840	337, 873	365, 654	394, 236	439, 868
37	196, 561	251, 623	293, 545	339, 779	367, 158	395, 741	441, 072
38	197, 864	253, 128	295, 350	341, 785	368, 462	396, 944	441, 874
39	199, 168	254, 632	297, 155	343, 790	369, 866	398, 148	442, 676
40	200, 472	256, 237	298, 961	345, 796	371, 270	399, 351	443, 479
41	201, 776	257, 641	300, 766	347, 702	372, 774	400, 454	444, 080
42	203, 080	259, 045	302, 471	349, 607	373, 677	401, 658	444, 782
43	204, 383	260, 449	304, 176	351, 513	374, 780	402, 861	445, 484
44	205, 687	261, 853	305, 881	353, 418	375, 883	404, 065	446, 187
45	206, 891	263, 057	307, 585	354, 923	376, 686	404, 767	446, 989
46	208, 194	264, 461	309, 290	356, 427	377, 588	405, 469	447, 791
47	209, 498	265, 865	310, 995	357, 931	378, 491	406, 171	448, 493
48	210, 802	267, 269	312, 700	359, 436	379, 393	406, 873	449, 296
49	211, 905	268, 573	313, 904	361, 141	380, 396	407, 475	449, 897
50	213, 008	269, 776	315, 508	361, 943	381, 199	408, 177	450, 599
51	214, 011	271, 080	317, 013	363, 146	382, 001	408, 879	451, 402
52	215, 115	272, 384	318, 618	364, 149	382, 803	409, 581	452, 204
53	216, 218	273, 487	320, 323	365, 052	383, 505	410, 283	452, 806
54	217, 221	274, 690	321, 927	366, 155	384, 207	410, 985	453, 608
55	218, 124	275, 994	323, 532	367, 158	384, 909	411, 687	454, 410
56	219, 127	277, 298	325, 136	368, 261	385, 611	412, 289	455, 012
57	219, 829	278, 401	326, 641	369, 164	386, 113	412, 890	455, 614
58	220, 732	279, 504	327, 844	369, 866	386, 715	413, 492	456, 416
59	221, 635	280, 607	329, 048	370, 568	387, 417	414, 094	457, 218
60	222, 538	281, 711	330, 251	371, 270	388, 119	414, 695	458, 021

61	223, 240	282, 914	331, 054	371, 771	388, 520	415, 197	458, 622
62	224, 243	283, 917	331, 956	372, 373	389, 222	415, 899	
63	225, 146	284, 920	332, 759	373, 075	389, 824	416, 501	
64	226, 049	285, 923	333, 561	373, 777	390, 425	417, 102	
65	226, 751	286, 725	334, 463	374, 078	390, 927	417, 403	
66	227, 653	287, 628	334, 865	374, 780	391, 528	418, 005	
67	228, 556	288, 430	335, 667	375, 482	392, 130	418, 707	
68	229, 660	289, 333	336, 469	376, 184	392, 732	419, 209	
69	230, 462	290, 336	337, 272	376, 585	393, 133	419, 710	
70	231, 164	291, 138	337, 974	377, 187	393, 735	420, 412	
71	231, 867	291, 941	338, 676	377, 889	394, 437	421, 114	
72	232, 669	292, 743	339, 378	378, 491	395, 039	421, 816	
73	233, 471	293, 545	339, 879	378, 892	395, 339	422, 318	
74	234, 173	294, 047	340, 481	379, 494	396, 042	423, 020	
75	234, 875	294, 548	341, 083	380, 196	396, 744	423, 722	
76	235, 577	295, 049	341, 684	380, 797	397, 245	424, 424	
77	236, 279	295, 150	341, 985	381, 199	397, 646	424, 925	
78	237, 082	295, 551	342, 487	381, 700	398, 348		
79	237, 884	295, 752	342, 888	382, 302	399, 050		
80	238, 686	296, 153	343, 389	382, 803	399, 752		
81	239, 388	296, 353	343, 790	383, 305	400, 254		
82	240, 090	296, 554	344, 292	383, 906	400, 956		
83	240, 792	296, 955	344, 793	384, 508	401, 658		
84	241, 494	297, 256	345, 295	384, 909	402, 360		
85	242, 196	297, 557	345, 696	385, 511	402, 861		
86	242, 898	297, 858	346, 097	386, 113			
87	243, 600	298, 158	346, 599	386, 715			
88	244, 302	298, 560	347, 000	387, 316			
89	245, 004	298, 861	347, 301	388, 018			

90	245,506	299,262	347,702	388,620
91	246,007	299,663	348,203	389,222
92	246,509	300,064	348,604	389,824
93	246,810	300,164	348,805	390,526
94		300,465	349,206	
95		300,866	349,708	
96		301,267	350,109	
97		301,468	350,209	
98		301,769	350,710	
99		302,170	351,212	
100		302,571	351,513	
101		302,772	351,814	
102		303,073	352,215	
103		303,474	352,616	
104		303,775	353,017	
105		303,975	353,519	
106		304,276	353,920	
107		304,677	354,321	
108		304,978	354,722	
109		305,179	355,223	
110		305,580	355,625	
111		305,981	356,026	
112		306,282	356,327	
113		306,382	356,828	
114		306,683		
115		306,984		
116		307,385		
117		307,586		
118		307,786		

	119		308,087					
	120		308,388					
	121		308,789					
	122		308,990					
	123		309,291					
	124		309,592					
	125		309,993					
再任用職員		187,438	215,118	259,447	279,705	295,150	321,125	363,748

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（一）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）を次のように改める。

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員		円	円	円	円
	1	243,996	329,544	395,438	471,458
	2	246,503	332,553	398,346	473,765
	3	249,010	335,462	401,255	475,972
	4	251,518	338,571	404,163	478,278
	5	253,824	341,279	406,871	480,585
	6	257,635	344,589	409,579	482,792
	7	261,446	347,798	412,387	484,998
	8	265,257	350,908	415,195	487,204
	9	268,868	353,917	417,803	489,210
	10	272,879	356,926	420,511	491,316
	11	276,891	360,035	423,219	493,423
	12	280,903	363,244	425,926	495,529
	13	284,714	366,353	428,434	497,635
14	288,725	369,964	430,941	499,741	

15	292, 637	373, 375	433, 348	501, 847
16	296, 548	377, 085	435, 855	503, 953
17	300, 359	380, 696	438, 062	506, 059
18	303, 970	383, 404	440, 469	508, 065
19	307, 480	386, 212	442, 876	510, 071
20	311, 091	389, 020	445, 282	512, 076
21	314, 701	391, 928	447, 289	513, 882
22	318, 412	394, 536	449, 696	515, 687
23	321, 923	397, 143	452, 102	517, 592
24	325, 634	399, 751	454, 409	519, 498
25	329, 144	402, 058	456, 616	521, 203
26	331, 952	404, 364	458, 922	523, 008
27	334, 661	406, 671	461, 129	524, 813
28	337, 269	408, 978	463, 436	526, 619
29	340, 077	411, 385	465, 642	528, 524
30	342, 384	413, 491	467, 949	530, 329
31	344, 591	415, 497	470, 255	532, 134
32	346, 998	417, 603	472, 462	533, 940
33	349, 405	419, 709	474, 468	535, 544
34	351, 812	421, 715	476, 574	537, 350
35	354, 119	423, 720	478, 680	539, 054
36	356, 626	425, 726	480, 786	540, 860
37	359, 033	427, 832	482, 892	542, 464
38	361, 440	429, 838	484, 697	544, 069
39	363, 847	431, 844	486, 503	545, 473
40	366, 254	433, 850	488, 308	547, 078
41	368, 561	435, 855	490, 013	548, 582
42	369, 965	437, 661	491, 818	549, 986
43	371, 469	439, 366	493, 623	551, 390

44	372, 974	441, 171	495, 428	552, 694
45	374, 478	443, 077	497, 033	553, 897
46	375, 882	444, 882	498, 738	554, 900
47	377, 386	446, 687	500, 543	555, 903
48	378, 891	448, 392	502, 348	556, 906
49	380, 195	450, 198	503, 953	557, 909
50	381, 197	451, 902	505, 257	558, 812
51	382, 200	453, 708	506, 561	559, 714
52	383, 203	455, 513	507, 864	560, 617
53	384, 206	457, 418	509, 168	561, 419
54	385, 109	458, 622	510, 472	562, 322
55	386, 011	459, 825	511, 776	563, 224
56	386, 914	461, 029	513, 079	564, 127
57	387, 917	462, 232	514, 082	565, 030
58	388, 819	463, 235	514, 885	565, 932
59	389, 622	464, 238	515, 687	566, 835
60	390, 424	465, 241	516, 489	567, 537
61	391, 227	466, 043	517, 392	568, 439
62	391, 728	466, 745	518, 194	569, 342
63	392, 130	467, 447	519, 097	570, 245
64	392, 631	468, 149	519, 899	571, 147
65	392, 932	468, 851	520, 802	572, 050
66		469, 554	521, 704	
67		470, 256	522, 406	
68		470, 958	523, 309	
69		471, 459	524, 212	
70		472, 161	525, 014	
71		472, 863	525, 916	
72		473, 565	526, 819	

	73		473,966	527,621	
	74		474,568	528,524	
	75		475,270	529,427	
	76		475,972	530,129	
	77		476,373	530,931	
	78		476,975	531,834	
	79		477,577	532,736	
	80		478,078	533,639	
	81		478,680	534,441	
	82		479,181	535,344	
	83		479,683	536,246	
	84		480,184	537,149	
	85		480,585	537,951	
	86		481,187	538,854	
	87		481,588	539,757	
	88		482,090	540,659	
	89		482,591	541,461	
	90		483,193		
	91		483,795		
	92		484,196		
	93		484,697		
	94		485,299		
	95		485,901		
	96		486,503		
	97		487,004		
再任用職員		295,852	338,374	392,932	466,144

(備考) この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(二)

職員の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号給							
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	145,412	183,422	218,824	246,806	283,515	332,357	378,591
以外の職員	2	146,817	185,027	220,429	248,411	285,622	334,463	381,299
	3	148,221	186,632	222,034	249,916	287,828	336,670	384,007
	4	149,625	188,236	223,638	251,520	290,034	338,876	386,715
	5	150,828	189,741	225,243	252,824	292,241	340,982	389,222
	6	152,633	191,345	226,948	254,329	294,447	343,188	391,930
	7	154,338	192,950	228,653	255,733	296,554	345,395	394,637
	8	156,043	194,454	230,358	257,338	298,760	347,601	397,345
	9	157,748	196,059	231,762	258,642	300,866	349,607	399,552
	10	159,453	197,764	233,568	260,146	303,072	351,813	401,858
	11	161,158	199,368	235,273	261,551	305,279	354,020	404,065
	12	162,963	201,073	236,878	262,855	307,485	356,226	406,371
	13	164,468	202,678	238,583	264,259	309,692	357,931	408,477
	14	166,373	204,283	240,187	266,065	311,798	359,937	410,483
	15	168,379	205,887	241,692	267,970	313,904	361,943	412,589
	16	170,284	207,492	243,297	269,675	316,010	363,948	414,796
	17	172,190	208,996	244,601	271,380	318,216	365,854	416,601
	18	174,095	210,601	246,105	273,186	320,322	367,960	418,607
	19	175,901	212,306	247,510	275,091	322,428	369,966	420,713
	20	177,806	214,011	249,114	276,997	324,534	372,072	422,819
	21	179,712	215,515	250,619	278,802	326,540	373,877	424,624
	22	181,216	217,120	252,023	280,707	328,546	375,984	426,229
	23	182,720	218,725	253,427	282,513	330,552	378,090	427,833
	24	184,225	220,329	254,832	284,418	332,558	380,196	429,438

25	185, 829	221, 834	256, 236	286, 324	334, 563	381, 700	430, 942
26	187, 334	223, 438	257, 841	288, 229	336, 569	383, 505	432, 246
27	188, 838	224, 943	259, 446	290, 135	338, 575	385, 310	433, 550
28	190, 242	226, 548	261, 151	292, 041	340, 581	387, 116	434, 854
29	191, 747	228, 052	262, 856	294, 046	342, 286	388, 921	436, 158
30	193, 051	229, 757	264, 561	295, 952	344, 091	390, 425	437, 361
31	194, 354	231, 362	266, 266	297, 857	345, 896	392, 130	438, 564
32	195, 658	233, 067	268, 071	299, 763	347, 701	393, 835	439, 668
33	197, 062	234, 572	269, 576	301, 568	349, 407	395, 239	440, 871
34	198, 466	236, 076	271, 381	303, 373	351, 312	396, 543	442, 075
35	199, 870	237, 481	273, 186	305, 178	353, 218	397, 847	443, 378
36	201, 274	239, 085	274, 991	306, 984	355, 123	399, 151	444, 582
37	202, 377	240, 490	276, 596	308, 588	356, 928	400, 254	445, 886
38	203, 681	242, 094	278, 301	310, 293	358, 633	401, 457	446, 688
39	204, 985	243, 599	280, 006	311, 998	360, 338	402, 560	447, 390
40	206, 289	245, 104	281, 711	313, 703	362, 043	403, 764	448, 192
41	207, 492	246, 508	283, 416	315, 508	363, 247	404, 566	448, 794
42	208, 696	247, 912	285, 120	317, 213	364, 450	405, 368	449, 496
43	209, 899	249, 316	286, 825	318, 918	365, 654	406, 171	450, 298
44	211, 103	250, 821	288, 530	320, 623	366, 857	406, 973	451, 101
45	212, 306	252, 225	290, 235	321, 827	368, 061	407, 374	451, 702
46	213, 409	253, 729	291, 940	323, 331	368, 863	408, 076	452, 505
47	214, 413	255, 234	293, 645	324, 835	370, 066	408, 778	453, 307
48	215, 516	256, 839	295, 350	326, 440	371, 170	409, 480	453, 909
49	216, 519	258, 443	296, 754	327, 844	372, 273	410, 182	454, 511
50	217, 522	259, 847	298, 359	329, 148	373, 276	410, 884	455, 313
51	218, 425	261, 251	299, 963	330, 452	374, 279	411, 586	456, 115
52	219, 428	262, 656	301, 568	331, 756	375, 281	412, 188	456, 918
53	220, 130	263, 859	302, 972	332, 859	376, 084	412, 790	457, 519

54	221, 033	265, 263	304, 476	333, 862	376, 986	413, 392
55	221, 835	266, 667	305, 981	334, 965	377, 889	413, 993
56	222, 838	268, 071	307, 485	336, 068	378, 792	414, 595
57	223, 541	269, 174	308, 789	336, 570	379, 393	415, 097
58	224, 443	270, 478	310, 093	337, 472	380, 196	415, 799
59	225, 246	271, 782	311, 296	338, 274	380, 998	416, 400
60	226, 049	273, 086	312, 701	339, 177	381, 800	417, 102
61	226, 951	274, 189	314, 004	339, 979	382, 202	417, 403
62	227, 854	275, 392	315, 308	340, 280	382, 904	417, 905
63	228, 757	276, 696	316, 612	340, 982	383, 606	418, 607
64	229, 860	278, 000	317, 916	341, 684	384, 308	419, 309
65	230, 562	279, 103	319, 320	342, 286	384, 809	419, 610
66	231, 365	280, 206	320, 122	342, 988	385, 411	
67	232, 167	281, 309	320, 924	343, 690	386, 113	
68	233, 070	282, 413	321, 727	344, 392	386, 715	
69	233, 772	283, 516	322, 328	345, 094	387, 216	
70	234, 474	284, 619	323, 030	345, 696	387, 717	
71	235, 176	285, 722	323, 732	346, 298	388, 219	
72	235, 878	286, 825	324, 334	346, 899	388, 720	
73	236, 580	287, 728	325, 136	347, 200	389, 322	
74	237, 382	288, 430	325, 337	347, 802	389, 824	
75	238, 185	289, 032	325, 939	348, 303	390, 425	
76	238, 987	289, 834	326, 541	348, 905	391, 027	
77	239, 589	290, 637	327, 142	349, 407	391, 528	
78	240, 191	291, 238	327, 644	349, 908	392, 030	
79	240, 792	291, 840	328, 145	350, 410	392, 632	
80	241, 394	292, 442	328, 647	350, 911	393, 233	
81	241, 795	293, 144	329, 248	351, 212	393, 735	
82	242, 196	293, 645	329, 750	351, 513	394, 337	

83	242, 598	294, 147	330, 251	351, 914	394, 938
84	242, 999	294, 548	330, 753	352, 215	395, 540
85	243, 400	294, 749	331, 254	352, 716	396, 242
86		294, 949	331, 655	353, 017	
87		295, 150	331, 856	353, 318	
88		295, 350	332, 257	353, 619	
89		295, 752	332, 658	354, 020	
90		295, 952	333, 059	354, 321	
91		296, 153	333, 461	354, 722	
92		296, 353	333, 862	355, 023	
93		296, 754	334, 263	355, 424	
94		296, 955	334, 463	355, 725	
95		297, 156	334, 865	356, 126	
96		297, 456	335, 165	356, 427	
97		297, 858	335, 366	356, 728	
98		298, 158	335, 667	357, 129	
99		298, 459	335, 968	357, 530	
100		298, 760	336, 269	357, 931	
101		299, 061	336, 469	358, 433	
102		299, 262	336, 770	358, 834	
103		299, 563	337, 171	359, 235	
104		299, 863	337, 372	359, 636	
105		300, 164	337, 472	360, 138	
106			337, 773		
107			338, 174		
108			338, 375		
109			338, 575		
110			338, 977		
111			339, 378		

	112			339,779				
	113			339,979				
再任用職員		188,441	215,219	247,512	261,151	287,427	329,048	372,173

(備考) この表は、診療所に勤務する歯科衛生士及び歯科技工士に適用する。

医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員	1	158,851	186,430	234,971	259,844	289,532
以外の職員	2	160,255	188,536	236,776	261,047	291,438
	3	161,759	190,642	238,581	262,251	293,344
	4	163,163	192,648	240,386	263,555	295,350
	5	164,667	194,754	241,991	264,558	297,155
	6	166,172	197,061	243,395	265,862	299,061
	7	167,676	199,368	244,900	266,965	300,966
	8	169,180	201,674	246,304	268,369	302,872
	9	170,484	204,081	247,507	269,574	304,877
	10	172,189	205,485	248,911	270,777	306,783
	11	173,794	206,889	250,115	272,282	308,688
	12	175,398	208,293	251,419	273,786	310,594
	13	176,903	209,697	252,723	275,291	312,299
	14	178,908	211,202	254,027	276,795	314,104
	15	180,914	212,706	255,131	278,300	315,909
	16	182,920	213,910	256,434	279,905	317,714
	17	185,126	215,314	257,337	281,509	319,620
	18	187,233	216,818	258,641	282,914	321,325
	19	189,339	218,323	259,845	284,318	323,030
	20	191,445	219,827	261,149	285,822	324,735

21	193, 551	221, 231	262, 152	287, 427	326, 339
22	195, 757	222, 936	263, 556	289, 032	327, 844
23	197, 964	224, 641	264, 860	290, 636	329, 449
24	200, 170	226, 346	266, 164	292, 141	331, 053
25	202, 176	227, 750	267, 568	293, 545	332, 758
26	203, 480	229, 455	269, 073	295, 350	334, 263
27	204, 784	231, 160	270, 477	297, 155	335, 767
28	206, 087	232, 865	272, 082	298, 960	337, 372
29	207, 291	234, 670	273, 587	300, 565	338, 776
30	208, 494	236, 174	275, 091	302, 270	340, 280
31	209, 798	237, 679	276, 696	303, 975	341, 784
32	211, 002	239, 083	278, 300	305, 680	343, 289
33	212, 305	240, 387	279, 905	307, 184	344, 894
34	213, 609	241, 791	281, 409	308, 789	346, 498
35	214, 913	243, 095	282, 814	310, 393	348, 103
36	216, 217	244, 399	284, 218	311, 998	349, 708
37	217, 621	245, 603	285, 823	313, 502	351, 412
38	219, 025	246, 907	287, 227	315, 007	353, 017
39	220, 429	248, 110	288, 731	316, 612	354, 622
40	221, 833	249, 414	290, 235	318, 216	356, 226
41	222, 836	250, 317	291, 840	319, 821	357, 430
42	224, 240	251, 521	293, 445	321, 325	358, 934
43	225, 644	252, 624	295, 049	322, 729	360, 439
44	227, 048	253, 928	296, 654	324, 234	361, 943
45	228, 452	254, 931	298, 058	325, 437	363, 548
46	229, 957	256, 335	299, 562	326, 841	364, 651
47	231, 461	257, 639	301, 067	328, 245	366, 155
48	232, 865	258, 943	302, 571	329, 750	367, 459
49	234, 069	260, 147	303, 875	330, 953	368, 863

50	235, 473	261, 451	305, 279	332, 357	370, 267
51	236, 677	262, 855	306, 683	333, 661	371, 671
52	238, 081	264, 259	308, 087	335, 065	373, 075
53	239, 284	265, 664	309, 591	336, 469	374, 579
54	240, 588	267, 168	310, 995	337, 873	375, 783
55	241, 792	268, 673	312, 399	339, 277	376, 986
56	243, 096	270, 177	313, 803	340, 681	378, 190
57	244, 199	271, 782	314, 907	341, 584	379, 293
58	245, 403	273, 387	316, 210	342, 888	380, 296
59	246, 507	274, 991	317, 414	344, 091	381, 299
60	247, 810	276, 596	318, 818	345, 395	382, 302
61	248, 813	278, 100	320, 022	346, 599	382, 904
62	250, 117	279, 605	321, 325	347, 501	383, 706
63	251, 321	281, 109	322, 629	348, 805	384, 508
64	252, 525	282, 613	323, 933	350, 109	385, 310
65	253, 528	284, 218	325, 237	351, 212	386, 113
66	254, 631	285, 722	326, 541	352, 415	386, 815
67	255, 936	287, 227	327, 844	353, 619	387, 617
68	257, 340	288, 731	329, 148	354, 722	388, 319
69	258, 443	290, 035	329, 950	355, 725	389, 021
70	259, 647	291, 539	331, 054	356, 828	389, 623
71	260, 850	293, 043	332, 157	357, 931	390, 325
72	262, 154	294, 548	333, 059	359, 035	390, 927
73	263, 558	295, 751	334, 363	359, 937	391, 629
74	264, 862	297, 155	335, 065	361, 040	392, 130
75	266, 166	298, 559	336, 269	362, 144	392, 732
76	267, 469	299, 963	337, 472	363, 247	393, 233
77	268, 472	301, 468	338, 575	363, 949	393, 635
78	269, 676	302, 772	339, 779	364, 751	394, 236

79	270, 980	304, 075	340, 982	365, 553	394, 838
80	272, 283	305, 379	342, 186	366, 356	395, 239
81	273, 387	306, 181	343, 289	366, 957	395, 741
82	274, 490	307, 385	344, 392	367, 459	396, 342
83	275, 593	308, 488	345, 495	368, 061	396, 944
84	276, 696	309, 792	346, 599	368, 562	397, 546
85	277, 599	310, 895	347, 501	369, 164	398, 047
86	278, 602	312, 099	348, 504	369, 665	398, 649
87	279, 705	313, 302	349, 407	370, 267	399, 251
88	280, 808	314, 506	350, 410	370, 768	399, 853
89	281, 811	315, 810	351, 513	371, 170	400, 254
90	282, 814	317, 013	352, 315	371, 671	400, 755
91	283, 817	318, 216	353, 117	372, 273	401, 357
92	284, 820	319, 420	353, 920	372, 774	401, 959
93	285, 823	320, 323	354, 622	373, 075	402, 460
94	286, 825	321, 025	355, 223	373, 577	
95	287, 828	321, 727	355, 926	374, 078	
96	288, 831	322, 328	356, 527	374, 379	
97	289, 734	323, 030	356, 928	374, 981	
98	290, 536	323, 331	357, 330	375, 482	
99	291, 238	324, 033	357, 831	375, 984	
100	292, 141	324, 735	358, 232	376, 485	
101	292, 943	325, 136	358, 734	377, 087	
102	293, 746	325, 738	359, 135	377, 588	
103	294, 548	326, 340	359, 636	378, 090	
104	295, 350	326, 942	360, 037	378, 491	
105	296, 052	327, 343	360, 338	379, 093	
106	296, 554	327, 844	360, 840	379, 594	
107	297, 055	328, 346	361, 341	380, 095	

108	297, 557	328, 847	361, 642	380, 597
109	297, 757	329, 248	362, 144	381, 199
110	298, 158	329, 650	362, 645	381, 700
111	298, 359	329, 950	363, 146	382, 202
112	298, 760	330, 352	363, 648	382, 703
113	299, 061	330, 753	364, 149	383, 305
114	299, 262	331, 154	364, 651	
115	299, 663	331, 555	365, 152	
116	299, 964	331, 856	365, 553	
117	300, 265	332, 057	365, 955	
118	300, 565	332, 357	366, 456	
119	300, 866	332, 759	366, 957	
120	301, 267	332, 959	367, 459	
121	301, 568	333, 160	367, 860	
122	301, 970	333, 461	368, 361	
123	302, 371	333, 761	368, 863	
124	302, 772	334, 062	369, 364	
125	302, 972	334, 263	369, 766	
126	303, 173	334, 564		
127	303, 574	334, 965		
128	303, 975	335, 165		
129	304, 176	335, 266		
130	304, 477	335, 667		
131	304, 878	336, 068		
132	305, 279	336, 269		
133	305, 480	336, 570		
134	305, 781	336, 971		
135	306, 182	337, 372		
136	306, 483	337, 773		

137	306,683	338,074
138	306,984	338,475
139	307,385	338,876
140	307,686	339,277
141	307,887	339,578
142	308,288	339,979
143	308,689	340,381
144	308,990	340,782
145	309,090	341,083
146	309,391	341,484
147	309,692	341,885
148	310,093	342,286
149	310,294	342,587
150	310,494	342,988
151	310,795	343,389
152	311,096	343,790
153	311,497	344,091
154	311,698	
155	311,898	
156	312,199	
157	312,600	
158	312,901	
159	313,202	
160	313,503	
161	313,904	
162	314,205	
163	314,506	
164	314,807	
165	315,208	

	166	315,509				
	167	315,810				
	168	316,110				
	169	316,512				
再任用職員		235,076	259,647	266,968	277,398	294,548

(備考) この表は、診療所に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

第2条 天草市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改め、同項第2号中「100分の15」を「100分の16」に改め、同項第3号中「100分の12」を「100分の15」に改め、同項第4号中「100分の10」を「100分の12」に改め、同項第5号中「100分の6」を「100分の10」に改め、同項第6号中「100分の3」を「100分の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 7級地 100分の3

第13条の2中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合には100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」を「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）」を「100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号給							
		円	円	円	円	円	円	円

再任用職員 以外の職員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100

30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800

59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		

88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800
94		293,600	341,400		
95		294,000	341,900		
96		294,400	342,300		
97		294,600	342,400		
98		294,900	342,900		
99		295,300	343,300		
100		295,700	343,600		
101		295,900	343,900		
102		296,200	344,300		
103		296,600	344,700		
104		296,900	345,100		
105		297,100	345,600		
106		297,400	346,000		
107		297,800	346,400		
108		298,100	346,800		
109		298,300	347,300		
110		298,700	347,700		
111		299,100	348,000		
112		299,400	348,300		
113		299,500	348,800		
114		299,800			
115		300,100			
116		300,500			

	117		300,700					
	118		300,900					
	119		301,200					
	120		301,500					
	121		301,900					
	122		302,100					
	123		302,400					
	124		302,700					
	125		303,000					
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（一）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）を次のように改める。

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外 の職員	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100

13	283,900	365,300	427,200	496,200
14	287,900	368,900	429,700	498,300
15	291,800	372,300	432,100	500,400
16	295,700	376,000	434,600	502,500
17	299,500	379,600	436,800	504,600
18	303,100	382,300	439,200	506,600
19	306,600	385,100	441,600	508,600
20	310,200	387,900	444,000	510,600
21	313,800	390,800	446,000	512,400
22	317,500	393,400	448,400	514,200
23	321,000	396,000	450,800	516,100
24	324,700	398,600	453,100	518,000
25	328,200	400,900	455,300	519,700
26	331,000	403,200	457,600	521,500
27	333,700	405,500	459,800	523,300
28	336,300	407,800	462,100	525,100
29	339,100	410,200	464,300	527,000
30	341,400	412,300	466,600	528,800
31	343,600	414,300	468,900	530,600
32	346,000	416,400	471,100	532,400
33	348,400	418,500	473,100	534,000
34	350,800	420,500	475,200	535,800
35	353,100	422,500	477,300	537,500
36	355,600	424,500	479,400	539,300
37	358,000	426,600	481,500	540,900
38	360,400	428,600	483,300	542,500
39	362,800	430,600	485,100	543,900
40	365,200	432,600	486,900	545,500
41	367,500	434,600	488,600	547,000

42	368,900	436,400	490,400	548,400
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	

	71		471,500	524,400	
	72		472,200	525,300	
	73		472,600	526,100	
	74		473,200	527,000	
	75		473,900	527,900	
	76		474,600	528,600	
	77		475,000	529,400	
	78		475,600	530,300	
	79		476,200	531,200	
	80		476,700	532,100	
	81		477,300	532,900	
	82		477,800	533,800	
	83		478,300	534,700	
	84		478,800	535,600	
	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	
	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800

(備考) この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号給							
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900
以外の職員	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100

24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600
25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100
26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400
27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700
28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000
29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300
30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500
31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700
32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800
33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000
34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200
35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400
36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600
37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900
38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700
39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100
40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800
41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300

53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700		
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400		
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000		
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400		
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900		
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400		
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900		
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500		
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		

82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200
86		288,300	324,200	345,100	
87		288,500	324,400	345,400	
88		288,700	324,800	345,700	
89		289,100	325,200	346,100	
90		289,300	325,600	346,400	
91		289,500	326,000	346,800	
92		289,700	326,400	347,100	
93		290,100	326,700	347,500	
94		290,300	326,900	347,800	
95		290,500	327,300	348,100	
96		290,800	327,600	348,400	
97		291,200	327,800	348,700	
98		291,500	328,100	349,100	
99		291,700	328,400	349,500	
100		292,000	328,700	349,900	
101		292,300	328,900	350,400	
102		292,500	329,200	350,800	
103		292,700	329,600	351,200	
104		293,000	329,800	351,600	
105		293,300	329,900	352,100	
106			330,200		
107			330,600		
108			330,800		
109			331,000		
110			331,400		

	111			331,800				
	112			332,200				
	113			332,400				
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800

(備考) この表は、診療所に勤務する歯科衛生士及び歯科技工士に適用する。

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000
以外の職員	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800

20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500
21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000
22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500
23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100
24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600
25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300
26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700
27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200
28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800
29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200
30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700
31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100
32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600
33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200
34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700
35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300
36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800
37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500
38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100
39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600
40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200

49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800

78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
94	280,400	313,800	347,200	365,200	
95	281,300	314,500	347,900	365,600	
96	282,300	315,100	348,500	365,900	
97	283,200	315,800	348,900	366,500	
98	284,000	316,100	349,300	367,000	
99	284,600	316,700	349,800	367,500	
100	285,500	317,400	350,200	368,000	
101	286,300	317,800	350,700	368,600	
102	287,100	318,400	351,100	369,100	
103	287,900	319,000	351,600	369,600	
104	288,700	319,600	352,000	370,000	
105	289,400	320,000	352,300	370,600	
106	289,900	320,500	352,800	371,100	

107	290,400	321,000	353,200	371,600
108	290,900	321,500	353,500	372,100
109	291,100	321,900	354,000	372,700
110	291,400	322,300	354,500	373,100
111	291,600	322,600	355,000	373,600
112	292,000	322,900	355,500	374,100
113	292,300	323,300	356,000	374,700
114	292,500	323,700	356,500	
115	292,900	324,100	357,000	
116	293,200	324,400	357,400	
117	293,500	324,600	357,800	
118	293,800	324,900	358,200	
119	294,100	325,300	358,700	
120	294,500	325,500	359,200	
121	294,800	325,700	359,600	
122	295,200	326,000	360,100	
123	295,500	326,300	360,600	
124	295,900	326,600	361,100	
125	296,100	326,800	361,400	
126	296,300	327,100		
127	296,600	327,500		
128	297,000	327,700		
129	297,200	327,800		
130	297,500	328,100		
131	297,900	328,500		
132	298,300	328,700		
133	298,500	329,000		
134	298,800	329,400		
135	299,200	329,800		

136	299,500	330,200
137	299,700	330,500
138	300,000	330,900
139	300,400	331,300
140	300,700	331,700
141	300,900	332,000
142	301,300	332,400
143	301,700	332,700
144	302,000	333,100
145	302,100	333,400
146	302,400	333,800
147	302,700	334,200
148	303,100	334,600
149	303,300	334,900
150	303,500	335,300
151	303,800	335,700
152	304,100	336,100
153	304,500	336,400
154	304,700	
155	304,900	
156	305,200	
157	305,500	
158	305,800	
159	306,100	
160	306,400	
161	306,800	
162	307,100	
163	307,400	
164	307,700	

	165	308,100				
	166	308,400				
	167	308,700				
	168	309,000				
	169	309,400				
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900

(備考) この表は、診療所に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

(天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年天草市条例第270号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「除く。）には」の次に「、平成28年3月31日までの間」を加える。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の天草市職員の給与に関する条例（附則第3条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第4条 この条例の公布の日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職

員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

第6条 前条の規定による給料を支給される職員に関する天草市職員の給与に関する条例第24条第5項(同条例第27条第4項において準用する場合及び天草市職員の育児休業に関する条例(平成18年天草市条例第36号)第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、天草市職員の給与に関する条例第24条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と天草市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年天草市条例第●号)附則第5条の規定による給料の額との合計額」とする。

(規則への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告を参考に職員の給与を改定するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 4 号

天草市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

天草市職員の退職手当に関する条例（平成 18 年天草市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 4 第 1 項第 1 号中「41, 700 円」を「54, 150 円」に改め、同項第 2 号中「33, 350 円」を「43, 350 円」に改め、同項第 3 号中「25, 000 円」を「32, 500 円」に改め、同項第 4 号中「20, 850 円」を「27, 100 円」に改め、同項第 5 号中「16, 700 円」を「21, 700 円」に改め、第 7 条の 4 第 4 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「前号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「第 1 号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告を参考に職員の給与を改定するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 5 号

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年天草市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「額（）」の次に「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 17 条の規定に基づき任用される一般職の非常勤職員及び次に掲げる者以外の者の」を、同項に次の各号を加える。

- (1) 移住・定住コーディネーター
- (2) 就労支援員
- (3) 家庭児童相談員
- (4) 女性相談員
- (5) 消費生活相談員
- (6) 地域連携推進員
- (7) 水産振興アドバイザー
- (8) 教育指導アドバイザー
- (9) 中央図書館長
- (10) 社会教育指導員
- (11) 天草市勤労青少年ホーム指導員
- (12) 御所浦白亜紀資料館長
- (13) 国民健康保険税等納税相談員

(14) 外国語指導助手

別表統計調査員の項の次に次のように加える。

移住・定住コーディネーター	月額 132,200
---------------	------------

別表レセプト点検業務嘱託員の項中「103,800」を「108,200」に改め、同表予防接種嘱託医の項の次に次のように加える。

管理栄養士嘱託員	月額 132,200
----------	------------

別表栄養士嘱託員の項及び歯科衛生士嘱託員の項中「111,000」を「117,700」に改め、同表歯科衛生士嘱託員の項の次に次のように加える。

保健師嘱託員	月額 132,200
--------	------------

別表看護師嘱託員の項及び運動指導嘱託員の項中「111,000」を「117,700」に改める。

別表介護保険要介護認定訪問調査員の項中「133,700」を「139,100」に改め、同表介護予防支援員の項を削る。

別表就労支援員の項、家庭児童相談員の項及び女性相談員の項中「103,800」を「108,200」に改める。

別表児童厚生員の項、子育てアドバイザーの項及び放課後児童支援員の項中「111,000」を「117,700」に改める。

別表消費生活相談員の部中「独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格、一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格又は一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格（以下これらを「資格」という。）を有する者」を「消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。以下「有資格者」という。）」に、「資格を有しない者」を「有資格者以外で有資格者と同等以上の知識及び能力を有すると特に市長が認めた者」に、「103,800」を「108,200」に改め、同表事務補助嘱託員の項中「103,800」を「108,200」に、「826」を「861」に改める。

別表診療所の部中「103,800」を「108,200」に改め、同表学校主事嘱託員の項中「103,800」を「108,200」に改める。

別表子どもと親の相談員の項及び幼稚園長の項を削る。

別表教育指導アドバイザーの項及び社会教育指導員の項中「103, 800」を「108, 200」に改める。

別表学校給食受入れ業務嘱託員の項中「826」を「861」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

報酬の額を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 6 号

天草市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

(天草市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 18 年天草市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 5 号を第 11 号とし、同号の前に次の 4 号を加える。

- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

第 3 条中第 4 号を第 6 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (5) 職員の休業に関する状況

第 3 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 職員の人事評価の状況

(天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 18 年天草市条例第 35 条)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(天草市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 天草市職員の給与に関する条例(平成 18 年天草市条例第 46 号)の一部を次のよう

に改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条第3項中「同日前」の次に「において規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第27条第1項中「に対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

別表第3(1)級別職務分類表（行政職給料表）の表4級の項第1号中「課（室・局・事務）長」の次に「及び審議員」を、同項第3号中「係長」の次に「及び参事」を加え、同表5級の項第1号中「課（室・局・事務）長」の次に「及び審議員」を加え、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 高度な知識経験を必要とする業務を行う課（室・局・事務）長補佐の職務

別表第3(1)級別職務分類表（行政職給料表）の表6級の項第2号中「課（室・局・事務）長」の次に「及び審議員」を加え、同表7級の項第1号中「部長」の次に「、首席審議員及び支所長」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の天草市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定は、平成28年度以降の年度における人事行政の運営等の状況に関し行う報告から適用する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 7 号

天草市職員の退職管理に関する条例の制定について

天草市職員の退職管理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 6 第 2 項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者への届出)

第 2 条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第 38 条の 2 第 3 項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第 2 項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後 2 年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）の施行に伴い、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 8 号

天草市表彰条例を廃止する条例の制定について

天草市表彰条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市表彰条例を廃止する条例

天草市表彰条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 8 9 号）は廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

天草市表彰条例を廃止するため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 9 号

天草市運動広場条例の一部を改正する条例の制定について

天草市運動広場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市運動広場条例の一部を改正する条例

天草市運動広場条例（平成 18 年天草市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 天草市本渡東運動広場の項及び天草市御所浦テニスコート場の項を削る。

別表第 3 天草市御所浦テニスコート場夜間照明施設の項を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

本渡東運動広場及び御所浦テニスコート場を廃止するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 10 号

天草市武道場条例の一部を改正する条例の制定について

天草市武道場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市武道場条例の一部を改正する条例

天草市武道場条例（平成 18 年天草市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表天草市新和弓道場の項を削る。

別表第 1 及び別表第 2 中「天草市新和弓道場」を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

新和弓道場を廃止するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 11 号

天草市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

天草市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条第 2 項の機関として天草市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を設置するとともに、法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天草市消費生活センター	天草市中央新町 15 番 7 号

(業務)

第 3 条 消費生活センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
- (2) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんを行うこと。
- (3) 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- (4) 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- (5) 消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。
- (6) 前各号に附帯する事務を行うこと。

(休所日)

第 4 条 消費生活センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は必要があると認め

るときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（開所時間）

第5条 消費生活センターの開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

（組織）

第6条 消費生活センターに、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くことができる。

（消費生活相談員の配置）

第7条 消費生活センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はそれと同等以上の知識及び能力を有すると特に市長が認めた者を消費生活相談員として置く。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）

第8条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再任用することができる。

（消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修）

第9条 市長は、消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（情報の安全管理）

第10条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 12 号

天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年天草市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第 1 節 基本方針等(第 4 条・第 5 条)

第 2 節 人員に関する基準(第 6 条・第 7 条)

第 3 節 設備に関する基準(第 8 条)

第 4 節 運営に関する基準(第 9 条—第 42 条)

第 5 節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準の特例(第 43 条・第 44 条)

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節 基本方針等（第45条・第46条）

第2節 人員に関する基準（第47条・第48条）

第3節 設備に関する基準（第49条）

第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）

第4章 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第60条）

第2節 人員に関する基準（第61条・第62条）

第3節 設備に関する基準（第63条）

第4節 運営に関する基準（第64条—第78条）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この款の趣旨及び基本方針（第79条・第80条）

第2款 人員に関する基準（第81条・第82条）

第3款 設備に関する基準（第83条・第84条）

第4款 運営に関する基準（第85条—第96条）

第5章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針（第97条）

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第98条—第100条）

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第101条—第103条）

第3節 運営に関する基準（第104条—第109条）

第6章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第110条）

第2節 人員に関する基準（第111条—第113条）

第3節 設備に関する基準（第114条・第115条）

第4節 運営に関する基準（第116条—第136条）

第7章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針（第137条）

第2節 人員に関する基準（第138条—第140条）

第3節 設備に関する基準（第141条）

第4節 運営に関する基準（第142条—第156条）

第8章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針（第157条）

第2節 人員に関する基準（第158条・第159条）

第3節 設備に関する基準（第160条）

第4節 運営に関する基準（第161条—第176条）

第9章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針（第177条）

第2節 人員に関する基準（第178条）

第3節 設備に関する基準（第179条）

第4節 運営に関する基準（第180条—第204条）

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第205条・第206条）

第2款 設備に関する基準（第207条）

第3款 運営に関する基準（第208条—第216条）

第10章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第217条）

第2節 人員に関する基準（第218条—第220条）

第3節 設備に関する基準（第221条・第222条）

第4節 運営に関する基準（第223条—第229条）

第11章 委任（第230条）

附則

第6条第5項第4号中「第82条第1項」を「第111条第1項」に改め、同項第5号中「第110条第1項」を「第138条第1項」に、「第64条第1項」を「第101条第1項」に、「第65条」を「第102条」に、「第82条第6項」を「第111条第6項」に、「第83条第3項」を「第112条第3項」に、「第84条」を「第113条」に改め、同項第6号中「第129条第1項」を「第157条第1項」に、「第64条第1項」を「第101条第1項」に、「第65条第1項」を「第102条第1項」に、「第82条第6項」を

「第111条第6項」に改め、同項第7号中「第150条第1項」を「第177条第1項」に、「第64条第1項」を「第101条第1項」に、「第65条第1項」を「第102条第1項」に、「第82条第6項」を「第111条第6項」に改め、同項第8号中「第191条第1項」を「第218条第1項」に、「第5章」を「第6章」に、「第8章」を「第9章」に改め、同条第12項中「第191条第10項」を「第218条第10項」に改める。

第14条中「この章」の次に「第64条、第86条」を加え、「第67条」を「第87条」に改める。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第30条第2項及び第54条第2項中「章」を「節」に改める。

第203条を第230条とする。

第10章を第11章とする。

第202条中「第72条、第74条、第77条、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条及び第100条から第106条」を「第69条、第71条、第74条、第75条、第116条から第119条まで、第122条から第124条まで、第126条、第127条、第129条から第133条まで及び第134条」に改め、同条後段中「第202条」を「第229条」に、「第100条」を「第129条」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第90条及び第97条」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第71条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第118条及び第126条」に、「第106条」を「第134条」に、「第82条第6項」を「第111条第6項」に、「第191条第7項各号」を「第218条第7項各号」に改め、第9章第4節中同条を第229条とする。

第201条第2項第3号中「第197条第6号」を「第224条第6号」に改め、同項第4号中「第198条第2項」を「第225条第2項」に改め、同項第5号中「第199条第9項」を「第226条第9項」に改め、同項第10号中「第105条第2項」を「第75条第2項」に改め、同条を第228条とする。

第200条を第227条とし、第199条を第226条とし、第198条を第225条とする。

第197条第9号中「第199条第1項」を「第226条第1項」に改め、同条を第224条とする。

第196条を第223条とする。

第9章第3節中第195条を第222条とし、第194条を第221条とする。

第9章第2節中第193条を第220条とし、第192条を第219条とし、第191条を第218条とする。

第190条中「第81条」を「第110条」に改め、第9章第1節中同条を第217条とする。

第9章を第10章とする。

第189条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条まで」を「第69条、第73条、第75条第1項から第4項まで、第180条から第182条まで、第185条、第188条、第190条から第194条まで及び第198条から第203条まで」に改め、同条後段中「第186条」を「第213条」に、「第72条第2項」を「第69条第2項」に、「第8章第5節」を「第9章第5節」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」」に、「第167条」を「第194条」に、「第158条」を「第185条」に、「第189条」を「第216条」に、「第157条第5項」を「第184条第5項」に、「第182条第7項」を「第209条第7項」に、「第177条」を「第204条」に、「第175条第3項」を「第202条第3項」に、「第176条第2項第2号」を「第203条第2項第2号」に、「第155条第2項」を「第182条第2項」に改め、第8章第5節第3款中同条を第216条とする。

第188条を第215条とし、第181条から第187条までを27条ずつ繰り下げる。

第8章第5節第2款中第180条を第207条とする。

第8章第5節第1款中第179条を第206条とし、第178条を第205条とする。

第177条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「第69条、第73条及び第75条第1項から第4項まで」に、「第168条」を「第195条」に、「第72条第2項」を「第69条第2項」に、「第8章第4節」を「第9章第4節」に、「第105条第1項から第4項まで第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」」に改め、第8章第4節中同条を第204条とする。

第176条第2項第2号中「第155条第2項」を「第182条第2項」に改め、同項第3号中「第157条第5項」を「第184条第5項」に改め、同項第7号中「第105条第2項」を「第75条第2項」に改め、同条を第203条とする。

第175条を第202条とし、第168条から第174条までを27条ずつ繰り下げる。

第167条中「第158条」を「第185条」に改め、同条第5号中「第157条第5項」を「第184条第5項」に改め、同条第6号中「第177条」を「第204条」に改め、同条第7号中「第175条第3項」を「第202条第3項」に改め、同条を第194条とする。

第166条を第193条とし、第157条から第165条までを27条ずつ繰り下げる。

第156条第1項中「第181条第1項及び第2項」を「第208条第1項及び第2項」に改め、同条第3項第1号中「第181条第3項第1号」を「第208条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第181条第3項第2号」を「第208条第3項第2号」に改め、同条を第183条とする。

第155条を第182条とし、第154条を第181条とし、第153条を第180条とする。

第8章第3節中第152条を第179条とする。

第151条第3項ただし書中「第178条」を「第205条」に、「第187条第2項」を「第214条第2項」に改め、同条第4項中「第151条第1項第6号」を「第178条第1項第6号」に、「第180条第1項第3号」を「第207条第1項第3号」に改め、同条第13項中「第82条」を「第111条」に、「第191条」を「第218条」に改め、第8章第2節中同条を第178条とする。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改め、第8章第1節中同条を第177条とする。

第8章を第9章とする。

第149条中「第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「第69条、第73条、第74条、第75条第1項から第4項まで及び第128条」に、「第72条第2項」を「第69条第2項」に、「第7章第4節」を「第8章第4節」に、「第105条第1項から第4項まで第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは、「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」」に改め、第7章第4節中同条を第176条とする。

第148条第2項第2号中「第136条第2項」を「第163条第2項」に改め、同項第3号中「第138条第5項」を「第165条第5項」に改め、同項第4号中「第146条第3項」を「第173条第3項」に改め、同項第8号中「第105条第2項」を「第75条第2項」に改め、同条を第175条とする。

第147条を第174条とし、第140条から第146条までを27条ずつ繰り下げる。

第139条第1項中「第130条第1項第4号」を「第158条第1項第4号」に改め、同条を第166条とする。

第138条を第165条とし、第137条を第164条とし、第136条を第163条とする。

第135条を削り、第134条を第162条とする。

第133条第1項中「第145条」を「第172条」に改め、同条を第161条とする。

第7章第3節中第132条を第160条とする。

第7章第2節中第131条を第159条とする。

第130条第9項中「第82条」を「第111条」に、「第191条」を「第218条」に改め、同条を第158条とする。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改め、第7章第1節中同条を第157条とする。

第7章を第8章とする。

第128条中「第72条、第77条、第99条、第102条、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「第69条、第74条、第75条第1項から第4項まで、第128条、第131条及び第133条」に改め、同条後段中「第122条」を「第150条」に、「第72条第2項」を「第69条第2項」に、「第6章第4節」を「第7章第4節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に、「第99条」を「第128条」に、「第102条」を「第131条」に改め、「第105条第1項から第4項まで第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを削り、第6章第4節中同条を第156条とする。

第127条第2項第2号中「第115条第2項」を「第143条第2項」に改め、同項第3号中「第117条第6項」を「第145条第6項」に改め、同項第7号中「第105条第2項」を「第75条第2項」に改め、同条を第155条とする。

第126条を第154条とし、第119条から第125条までを28条ずつ繰り下げる。

第118条第1項中「第110条第5項」を「第138条第5項」に改め、同条を第146条とする。

第117条を第145条とし、第114条から第116条までを28条ずつ繰り下げる。

第113条第2項中「第124条」を「第152条」に改め、同条第7項中「第74条第1項から第6項まで」を「第73条第1項から第6項まで」に改め、第6章第3節中同条を第141条とする。

第6章第2節中第112条を第140条とし、第111条を第139条とする。

第110条第1項中「第71条第1項」を「第70条第1項」に、「第71条」を「第70条」に、「第113条」を「第141条」に改め、同条第4項中「第82条」を「第111条」に、「第191条」を「第218条」に改め、同条第10項中「第71条第1項から第9項まで」を「第70条第1項から第9項まで」に改め、同条を第138条とする。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、第6章第1節中同条を第137条とする。

第6章を第7章とする。

第108条中「第72条、第74条及び第77条」を「第69条、第71条、第74条及

び第75条」に、「第100条」を「第129条」に、「第72条第2項」を「第69条第2項」に、「第5章第4節」を「第6章第4節」に、「第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第71条第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替えるものとする」を「、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする」に改め、第5章第4節中同条を第136条とする。

第107条第2項第4号中「第92条第6号」を「第121条第6号」に改め、同項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第75条第2項」に改め、同条を第135条とする。

第106条中「第82条第6項」を「第111条第6項」に改め、同条を第134条とする。

第105条を削り、第104条を第133条とし、第97条から第103条までを29条ずつ繰り下げる。

第96条第1項中「第82条第12項」を「第111条第12項」に改め、同条を第125条とする。

第95条を第124条とし、第88条から第94条までを29条ずつ繰り下げる。

第87条中「第82条第12項」を「第111条第12項」に、「第93条」を「第122条」に、「第8条第23項」を「第8条第24項」に改め、同条を第116条とする。

第5章第3節中第86条を第115条とし、第85条を第114条とする。

第5章第2節中第84条を第113条とする。

第83条第2項中「第192条第1項」を「第219条第1項」に改め、同条第3項中「第193条」を「第220条」に、「第111条第2項」を「第139条第2項」に、「第112条」を「第140条」に、「第192条第2項」を「第219条第2項」に改め、同条を第112条とする。

第82条第8項中「第191条第1項」を「第218条第1項」に改め、同条第12項中「第96条」を「第125条」に改め、同条を第111条とする。

第5章第1節中第81条を第110条とする。

第5章を第6章とする。

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第64条、第65条、第69条及び第71

条から第76条まで」に、「第73条」を「第107条」に、「読み替えるものとする」を「、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第76条第4項中「第63条第4項」とあるのは「第100条第4項」と読み替えるものとする」に改め、第4章第3節中同条を第109条とする。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第76条第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第75条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録第79条を第108条とし、第78条の2及び第74条から第78条までを削る。

第73条第4号中「第61条第4項」を「第98条第4項」に、「第65条第1項」を「第102条第1項」に改め、「。第75条において同じ」を削り、同条を第107条とする。第72条を削る。

第71条第1項中「第62条」を「第99条」に、「第66条」を「第103条」に改め、「及び次条」を削り、同条を第106条とする。

第70条第4号中「第61条第1項」を「第98条第1項」に、「第64条第1項」を「第101条第1項」に改め、同条を第105条とする。

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第104条とする。

第67条及び第68条を削る。

第66条第2項中「第62条第2項」を「第99条第2項」に改め、第4章第2節第2款中同条を第103条とする。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に、「第82条第7項」を「第111条第7項」に改め、同条を第102条とする。

第64条第1項中「第71条第1項」を「第70条第1項」に、「第110条」を「第138条」に、「第130条」を「第158条」に、「第151条」を「第178条」に、「第71条」を「第70条」に改め、同条を第101条とする。

第4章第2節第1款中第63条を第100条とし、第62条を第99条とする。

第61条第4項中「第63条第2項第1号ア」を「第100条第2項第1号ア」に改め、

同条を第98条とする。

第60条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削り、第4章第1節中同条を第97条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

（基本方針）

第60条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第61条 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型

通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受けられる場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第62条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとす。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第63条 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サ

サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

- 5 指定地域密着型通所介護事業者が第61条第1項第(3)号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

- 第64条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

- 第65条 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

- (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第66条 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第67条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第68条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（管理者の責務）

第69条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第70条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第71条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第72条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第73条 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第74条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第75条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第76条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第63条第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置

を講じなければならない。

(記録の整備)

第77条 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第75条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第78条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第70条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第79条 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第89条に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基

準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第80条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第81条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第82条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第83条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第84条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第85条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第92条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第90条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第93条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第86条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握

に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第87条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第88条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

る。

- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第89条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第90条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状

の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第93条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。
(管理者の責務)

第91条 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業員の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業員にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第92条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 非常災害対策

(9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第93条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第94条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第95条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (4) 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第76条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第75条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第96条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第65条（第3項第(2)号を除く。）、第66条及び第71条から第76条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第71条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第76条第4項中「第63条第4項」とあるのは「第84条第4項」と読み替えるものとする。

附則第2項中「第62条第2項」を「第99条第2項」に、「第66条第2項」を「第103条第2項」に改める。

附則第3項中「第152条第1項第1号」を「第179条第1項第1号」に改める。

附則第4項及び第5項中「第152条第1項第7号ア」を「第179条第1項第7号ア」に改める。

附則第6項中「第152条第1項第8号」を「第179条第1項第8号」に、「第180条第1項第4号」を「第207条第1項第4号」に改める。

附則に次の1項を加える。

7 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この省令の施行の日から第111条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第115条第1項に規定する宿泊室を設け

ないことができる。

(天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年天草市条例第45号)の一部を次のように改正する。

目次中「第65条」を「第64条」に、「第66条—第69条」を「第65条—第68条」に、「第70条」を「第69条」に、「第71条—第73条」を「第70条—第72条」に、「第74条」を「第73条」に、「第75条—第86条」を「第74条—第85条」に、「第87条—第90条」を「第86条—第89条」に、「第91条」を「第90条」に改める。

第5条第4項中「第61条第1項」を「第98条第1項」に改め、同条第7項中「第61条第1項から第6項まで」を「第98条第1項から第6項まで」に改める。

第7条第5項中「第63条第1項から第3項まで」を「第100条第1項から第3項まで」に改める。

第8条第1項中「第110条第1項」を「第138条第1項」に、「第71条第1項」を「第70条第1項」に、「第129条第1項」を「第157条第1項」に、「第150条第1項」を「第177条第1項」に、「第64条第1項」を「第101条第1項」に、「第71条」を「第70条」に、「第110条、第130条若しくは第151条」を「第138条、第158条若しくは第178条」に改め、同条第2項中「第64条第1項」を「第101条第1項」に改める。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、

運営推進会議に対し指定介護予防認知症対応型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第44条第1項中「第82条第1項」を「第111条第1項」に、「第81条」を「第110条」に改め、同条第7項及び第8項中「第191条第1項」を「第218条第1項」に改め、同条第12項中「第67条」を「第66条」に改める。

第45条第2項中「第192条第1項」を「第219条第1項」に改め、同条第3項中「第193条」を「第220条」に、「第72条第2項及び第3項」を「第71条第2項及び第3項」に改める。

第47条第1項中「第85条第1項」を「第114条第1項」に改める。

第48条第5項中「第86条第1項から第4項まで」を「第115条第1項から第4項まで」に改める。

第49条中「第67条」を「第66条」に改める。

第62条を削り、第63条を第62条とする。

第64条第2項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改め、同条を第63条とする。

第65条中「及び第38条」を「から第39条まで」に改め、「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」との次に「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とを加え、同条を第64条とする。

第3章第5節中第66条を第65条とし、第67条を第66条とし、第68条を第67条とする。

第69条に見出しとして「(社会生活上の便宜の提供等)」を付し、同条を第68条とする。

第4章第1節中第70条を第69条とする。

第71条第1項中「第110条第1項」を「第138条第1項」に、「第109条」を「第137条」に、「第74条」を「第73条」に改め、同条第4項中「第82条」を「第111条」に改め、同条第10項中「第110条第1項から第9項まで」を「第138条第1項から第9項まで」に改め、第4章第2節中同条を第70条とする。

第72条を第71条とし、第71条を第70条とする。

第74条第2項中「第82条」を「第81条」に改め、第7項中「第113条第1項から第6項まで」を「第141条第1項から第6項まで」に改め、第4章第3節中同条を第73条とする。

第4章第4節中第75条を第74条とし、第76条から第82条までを1条ずつ繰り上げる。

第83条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条を第82条とする。

第84条を第83条とする。

第85条第2項第2号中「第76条第2項」を「第75条第2項」に改め、同項第3号中「第78条第2項」を「第77条第2項」に改め、同項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改め、同条を第84条とする。

第86条中「第38条」の次に「、第39条」を加え、「、第61条及び第62条」を「及び第61条」に改め、「介護従業者」との次に「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「及び第59条」及び「、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削り、同条を第85条とする。

第4章第5節中第87条を第86条とする。

第88条中「第70条」を「第69条」に改め、同条を第87条とし、第89条を第88

条とし、第90条を第89条とする。

第5章中第91条を第90条とする。

附則に次の1項を加える。

- 3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この省令の施行の日から第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第48条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

介護保険法（平成9年法律第123号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 13 号

天草市税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市税条例の一部を改正する条例

天草市税条例（平成 18 年天草市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条から第 17 条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第 8 条 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、同条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月。以下この節において同じ。）ごとに分割納付又は分割納入する方法とする。

2 市長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、徴収の猶予又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第 4 項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又

は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割納付又は分割納入する方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割納付又は分割納入する方法とする。

3 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割納付又は分割納入する場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号）。以下「令」という。」を「令」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第２号）の施行等に伴い、市税の猶予制度に関する規定の整備等を行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議第 14 号

天草市多目的集会所条例の一部を改正する条例の制定について

天草市多目的集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市多目的集会所条例の一部を改正する条例

天草市多目的集会所条例（平成 18 年天草市条例第 174 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表城河原多目的研修施設の項を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

城河原多目的研修施設を廃止するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 15 号

天草市民センター条例及び天草市牛深総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市民センター条例及び天草市牛深総合センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市民センター条例及び天草市牛深総合センター条例の一部を改正する条例

(天草市民センター条例の一部改正)

第 1 条 天草市民センター条例（平成 18 年天草市条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を第 31 条とし、第 18 条から第 25 条までを 5 条ずつ繰り下げ、第 17 条の次に次の 5 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 18 条 市民センターの管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により市民センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民センターの利用の許可に関する業務
- (2) 市民センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 自主文化事業に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市民センターの管理及び運営に関する業務のうち、市長が必要があると認める業務

3 第 1 項の規定により市民センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第 5 条ただし書及び第 6 条ただし書中「市長は、必要があると認めるときは、」とあるのは「指定管理

者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第7条から第10条まで、第14条、第15条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により市民センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が市民センターの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項に規定する許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により市民センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が市民センターの管理を行うこととされた期間前に第7条第1項の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(利用料金)

第19条 第10条の規定にかかわらず、前条第1項の規定により市民センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、指定管理者に市民センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表第1から別表第6までに掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第20条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第21条 指定管理者は、市長の承認を受け、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第22条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他利用者の責任に帰し得ない理由により利用できなくなったとき。

(2) 利用の10日前までに利用の取消し又は許可事項の変更を申し出て、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。

(3) 市の都合により利用許可を取り消したとき。

(天草市牛深総合センター条例の一部改正)

第2条 天草市牛深総合センター条例（平成18年天草市条例第109号）の一部を次のよう

に改正する。

第28条を第33条とし、第19条から第27条までを5条ずつ繰り下げ、第18条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第19条 総合センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により総合センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 総合センターの利用の許可に関する業務

(2) 総合センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 自主文化事業に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、総合センターの管理及び運営に関する業務のうち、市長が必要があると認める業務

3 第1項の規定により総合センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条ただし書及び第7条ただし書中「市長は、必要があると認めるときは、」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第8条から第11条まで、第15条、第16条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により総合センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が総合センターの管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項に規定する許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により総合センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が総合センターの管理を行うこととされた期間前に第8条第1項の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(利用料金)

第20条 第11条の規定にかかわらず、前条第1項の規定により総合センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、指定管理者に総合センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表第1から別表第4までに掲げる額の範囲内において、指定管理者があ

らかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第21条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第22条 指定管理者は、市長の承認を受け、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第23条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他利用者の責任に帰し得ない理由により利用できなくなったとき。
- (2) 利用の10日前までに利用の取消し又は許可事項の変更を申し出て、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 市の都合により利用許可を取り消したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

指定管理者に公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 16 号

天草市崎津集落ガイダンスセンター条例の制定について

天草市崎津集落ガイダンスセンター条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市崎津集落ガイダンスセンター条例

(設置)

第 1 条 天草市崎津集落の歴史的及び文化的な価値の理解を深めるとともに、市の観光の拠点として観光振興及び地域振興に寄与するため、崎津集落ガイダンスセンター（以下「ガイダンスセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 ガイダンスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
崎津集落ガイダンスセンター	天草市河浦町崎津 1 1 1 7 番地 1 0

(休館日)

第 3 条 ガイダンスセンターの休館日は、12 月 30 日から翌年 1 月 1 日までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用時間)

第 4 条 ガイダンスセンターの利用時間は、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(利用の許可)

第 5 条 ガイダンスセンターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、ガイダンスセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の利用の許可につ

いて条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ガイダンスセンターの利用を許可しないことができる。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) その利用がガイダンスセンターの施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ガイダンスセンターの管理運営上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその利用を停止し、若しくは退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 第5条第2項に規定する利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その責任を負わない。

(目的外使用又は権利譲渡の禁止)

第8条 利用者は、ガイダンスセンターを許可目的以外の目的に使用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第9条 利用者は、ガイダンスセンターを利用するために特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、ガイダンスセンターの利用を終えたときは、直ちに原状に回復しなければならない。第7条第1項の規定により利用許可を取り消されたとき、利用を停止されたとき、又は退館を命ぜられたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市がこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。

(入館の制限)

第11条 市長は、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者に対し入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第12条 ガイダンスセンターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりガイダンスセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ガイダンスセンターの利用の許可に関する業務
- (2) ガイダンスセンターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ガイダンスセンターの管理及び運営に関する事務のうち、市長が必要があると認める業務

3 第1項の規定によりガイダンスセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条ただし書及び第4条第2項中「市長は、必要があると認めるときは、」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第5条から第7条までの規定、第9条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりガイダンスセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がガイダンスセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項に規定する許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定によりガイダンスセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がガイダンスセンターの管理を行うこととされた期間前に第5条第1項の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(損害賠償)

第13条 利用者は、ガイダンスセンターの施設又はその附属設備に損害を与えた場合において、原状回復ができないときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(立入検査)

第14条 利用者は、ガイダンスセンターの職員が職務執行のため入場し、又はガイダンスセ

ンターの利用について指示をしたときは、これを拒むことができない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由がなく利用時間が終わった後も利用を続ける者
- (2) 第7条第1項の規定により利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは退館を命じたにもかかわらず、利用を続ける者
- (3) 第11条の規定により入館を拒み、又は退館を命じてもなお入館しようとする者又は退館しない者

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

公の施設の設置及びその管理に関する事項は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、条例で定める必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 17 号

天草市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

天草市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市建築審査会条例の一部を改正する条例

天草市建築審査会条例（平成 23 年天草市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行うものとする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、建築審査会の委員の任期を定めるため、この条例を制定するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

議第 18 号

天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

天草市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市手数料条例の一部を改正する条例

天草市手数料条例（平成 18 年天草市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 116 号を同条第 118 号とし、同条第 115 号中「別表第 8」を「別表第 10」に改め、同号を同条第 117 号とし、同条第 104 号から第 114 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 103 号中「別表第 7」を「別表第 9」に改め、同号を同条第 105 号とし、同条第 102 号の次に次の 2 号を加える。

(103) 建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料
別表第 7 に掲げる区分に応じた額

(104) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 別表第 8 に
掲げる区分に応じた額

別表第 5 の備考以外の部分を次のように改める。

別表第 5（第 2 条関係）

長期優良住宅建築等計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料

区分		手数料の額		
		認定申請	変更認定申請	
新築の場合	住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号。以	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）	14,000円	7,000円
	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一	総住戸数（1棟当たりの住宅の戸数の総	25,000円を申請住戸数（同時に	12,500円を申請住戸数で除して

下「品確法」 という。)第5 条第1項に規定 する登録住宅 性能評価機関 (以下「登録 住宅性能評価 機関」とい う。)の発行 する適合証が 添付された場 合	戸建ての住宅以外の	数をいう。以下同	申請された住宅	得た額
	住宅をいう。以下同	じ。)が1戸から5戸	の戸数の総数を	
	じ。)	までのもの	いう。以下同	
			じ。)で除して	得た額
		総住戸数が6戸から	41,000円を申請	20,500円を申請
		10戸までのもの	住戸数で除して	住戸数で除して
			得た額	得た額
		総住戸数が11戸から	69,000円を申請	34,500円を申請
	25戸までのもの	住戸数で除して	住戸数で除して	
		得た額	得た額	
	総住戸数が26戸から	110,000円を申	55,000円を申請	
	50戸までのもの	請住戸数で除し	住戸数で除して	
		て得た額	得た額	
	総住戸数が51戸から	168,000円を申	84,000円を申請	
	100戸までのもの	請住戸数で除し	住戸数で除して	
		て得た額	得た額	
	総住戸数が101戸か	286,000円を申	143,000円を申	
	ら200戸までのもの	請住戸数で除し	請住戸数で除し	
		て得た額	て得た額	
	総住戸数が201戸か	362,000円を申	181,000円を申	
	ら300戸までのもの	請住戸数で除し	請住戸数で除し	
		て得た額	て得た額	
	総住戸数が301戸以	412,000円を申	206,000円を申	
	上のもの	請住戸数で除し	請住戸数で除し	
		て得た額	て得た額	
登録住宅性能	一戸建ての住宅		16,000円	8,000円
評価機関の交	共同住宅等	総住戸数が1戸から5	61,000円を申請	30,500円を申請
付する設計住		戸までのもの	住戸数で除して	住戸数で除して

宅性能評価書 が添付された 場合			得た額	得た額
		総住戸数が6戸から 10戸までのもの	98,000円を申請 住戸数で除して 得た額	49,000円を申請 住戸数で除して 得た額
		総住戸数が11戸から 25戸までのもの	184,000円を申 請住戸数で除し て得た額	92,000円を申請 住戸数で除して 得た額
		総住戸数が26戸から 50戸までのもの	316,000円を申 請住戸数で除し て得た額	158,000円を申 請住戸数で除し て得た額
		総住戸数が51戸から 100戸までのもの	486,000円を申 請住戸数で除し て得た額	243,000円を申 請住戸数で除し て得た額
		総住戸数が101戸か ら200戸までのもの	884,000円を申 請住戸数で除し て得た額	442,000円を申 請住戸数で除し て得た額
		総住戸数が201戸か ら300戸までのもの	1,206,000円を 申請住戸数で除 して得た額	603,000円を申 請住戸数で除し て得た額
		総住戸数が301戸以 上のもの	1,458,000円を 申請住戸数で除 して得た額	729,000円を申 請住戸数で除し て得た額
登録住宅性能 評価機関の発 行する適合証 及び設計住宅 性能評価書が 添付されない 場合	一戸建ての住宅		46,000円	23,000円
	共同住宅等	総住戸数が1戸から5 戸までのもの	123,000円を申 請住戸数で除し て得た額	61,500円を申請 住戸数で除して 得た額
		総住戸数が6戸から 10戸までのもの	198,000円を申 請住戸数で除し て得た額	99,000円を申請 住戸数で除して 得た額

			総住戸数が11戸から25戸までのもの	394,000円を申請住戸数で除して得た額	197,000円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が26戸から50戸までのもの	707,000円を申請住戸数で除して得た額	353,500円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が51戸から100戸までのもの	1,215,000円を申請住戸数で除して得た額	607,500円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が101戸から200戸までのもの	2,248,000円を申請住戸数で除して得た額	1,124,000円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が201戸から300戸までのもの	3,214,000円を申請住戸数で除して得た額	1,607,000円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が301戸以上のもの	3,941,000円を申請住戸数で除して得た額	1,970,500円を申請住戸数で除して得た額
増築又は改築の場合	登録住宅性能	一戸建ての住宅		20,000円	10,000円
	評価機関の発行する適合証が添付された場合	共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	38,000円を申請住戸数で除して得た額	19,000円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が6戸から10戸までのもの	62,000円を申請住戸数で除して得た額	31,000円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が11戸から25戸までのもの	103,000円を申請住戸数で除して得た額	51,500円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が26戸から	166,000円を申請	83,000円を申請

		50戸までのもの	請住戸数で除して得た額	住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	253,000円を申請住戸数で除して得た額	126,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	431,000円を申請住戸数で除して得た額	215,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	546,000円を申請住戸数で除して得た額	273,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が301戸以上のもの	619,000円を申請住戸数で除して得た額	309,500円を申請住戸数で除して得た額
登録住宅性能	一戸建ての住宅		70,000円	35,000円
評価機関の発行する適合証が添付されない場合	共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	186,000円を申請住戸数で除して得た額	93,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	297,000円を申請住戸数で除して得た額	148,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	592,000円を申請住戸数で除して得た額	296,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	1,061,000円を申請住戸数で除して得た額	530,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	1,824,000円を申請住戸数で除	912,000円を申請住戸数で除し

			して得た額	て得た額
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	3,375,000円を申請住戸数で除して得た額	1,687,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	4,825,000円を申請住戸数で除して得た額	2,412,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が301戸以上のもの	5,916,000円を申請住戸数で除して得た額	2,958,000円を申請住戸数で除して得た額

別表第6備考1中「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する」を削り、「登録建築物調査機関」の次に「（以下「登録建築物調査機関」という。）」を加える。

別表第8を別表第10とし、別表第7を別表第9とし、別表第6の次に次の2表を加える。

別表第7（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料

区分			手数料の額		
			認定申請	変更認定申請	
住宅部分	適合証又は設計住宅性能評価書が添付された場合	戸建住宅及び共同住宅等の住戸	一戸につき 5,000円	一戸につき 2,500円	
		共同住宅等全体	面積が300平方メートル未満のもの	10,000円	5,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円	10,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円	22,000円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	78,000円	39,000円

		一トル以上のもの		
適合証及び設計住宅性能評価書のいずれも添付されない場合	戸建住宅及び共同住宅等の住戸	一戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	一戸につき 31,000円	一戸につき 15,500円
		一戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	一戸につき 34,000円	一戸につき 17,000円
	共同住宅等全体	面積が300平方メートル未満のもの	61,000円	30,500円
		面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,000円	51,000円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	174,000円	87,000円
		面積が5,000平方メートル以上のもの	249,000円	124,500円
非住宅部分	適合証が添付された場合		面積が300平方メートル未満のもの	10,000円 5,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円 13,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	78,000円 39,000円
			面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以上のもの	123,000円 61,500円

		方メートル未満のもの		
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	155,000円	77,500円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	194,000円	97,000円
適合証が添付されない場合	モデル建物法により評価されているもの	面積が300平方メートル未満のもの	77,000円	38,500円
		面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	129,000円	64,500円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円	104,500円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	273,000円	136,500円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円	164,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	385,000円	192,500円
		標準入力法又は主要室入力法により評価	面積が300平方メートル未満のもの	201,000円

	されているもの	面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	325,000円	162,500円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	464,000円	232,000円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	572,000円	286,000円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	676,000円	338,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	771,000円	385,500円

(備考)

- 1 この表において「住宅部分」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条1項に規定する住宅部分をいう。
- 2 この表において「非住宅部分」とは、建築物省エネ法第11条1項に規定する非住宅部分をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 4 この表において「適合証」とは、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関が、建築物省エネ法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。
- 5 この表において「設計住宅性能評価書」とは、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（同法第2条第3項に規定する日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省

告示第1346号)に定める基準であって、市長が指定するものに適合していることを証するものに限る。)をいう。

6 この表において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1号ロ並びに第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

7 この表において「標準入力法」及び「主要室入力法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イ並びに第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

8 建築物が、住宅部分及び非住宅部分のいずれをも有する場合の手数料の額は、当該それぞれの部分に係るこの表に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請又は変更認定申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして、認定申請又は変更認定申請の手数料の額にそれぞれ別表第1の規定を適用して算定した手数料の額を加算した額とする。

別表第8(第2条関係)

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料

区分			手数料の額	
住宅部分	適合証、認定通知書又は建設住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅	5,000円	
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	10,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	78,000円
			面積が200平方メートル未満のもの	31,000円
	適合証、認定通知書及び建設住宅性能基準により評価されているも	一戸建ての住宅	面積が200平方メートル以上のもの	34,000円
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	61,000円
			面積が300平方メートル以上のもの	

	性能評価書の のいずれも 添付されな い場合		面積が300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	102,000円		
			面積が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	174,000円		
			面積が5,000平方メートル以上のも の	249,000円		
	仕様基準に より評価さ れているも の	一戸建ての 住宅	面積が200平方メートル未満のもの	16,000円		
			面積が200平方メートル以上のもの	17,000円		
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	29,000円		
			面積が300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	51,000円		
			面積が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	91,000円		
			面積が5,000平方メートル以上のも の	138,000円		
非 住 宅 部 分	適合証又は認定通知書が添付された 場合		面積が300平方メートル未満のもの	10,000円		
			面積が300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	26,000円		
			面積が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	78,000円		
			面積が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	123,000円		
			面積が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	155,000円		
			面積が25,000平方メートル以上の もの	194,000円		
			適合証及び認定通 知書のいずれも添 付されない場合	モデル建物法に より評価されて いるもの	面積が300平方メートル未満のもの	77,000円
					面積が300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	129,000円

		面積が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	209,000円
		面積が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	273,000円
		面積が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	328,000円
		面積が25,000平方メートル以上の もの	385,000円
	標準入力法又は 主要室入力法に より評価されて いるもの	面積が300平方メートル未満のもの	201,000円
		面積が300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	325,000円
		面積が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	464,000円
		面積が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	572,000円
		面積が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	676,000円
		面積が25,000平方メートル以上の もの	771,000円

(備考)

- 1 この表において「住宅部分」とは、建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。
- 2 この表において「非住宅部分」とは、建築物省エネ法第11条1項に規定する非住宅部分をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 4 この表において「適合証」とは、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関が、建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面をいう。

- 5 この表において「認定通知書」とは、次に掲げる書類のいずれか及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しをいう。
- (1) 建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第30条第1項の規定による認定の通知書の写し
- (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の同法第54条第1項の規定による認定の通知書の写し
- 6 この表において「建設住宅性能評価書」とは、品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（同法第2条第3項に規定する日本住宅性能表示基準に定める基準であって、市長が指定するものに適合していることを証するものに限る。）をいう。
- 7 この表において「性能基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)並びに第8条第2号に規定する基準をいう。
- 8 この表において「仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 9 この表において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロ並びに第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 10 この表において「標準入力法」及び「主要室入力法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イ並びに第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。
- 11 建築物が、住宅部分及び非住宅部分のいずれをも有する場合の手数料の額は、当該それぞれの部分に係るこの表に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

手数料の額を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 19 号

天草市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

天草市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例

天草市立小・中学校設置条例（平成 18 年天草市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 天草市立志柿小学校の項を削り、同表天草市立本渡東小学校の項中「下浦町 1200 番地」を「志柿町 5029 番地 5」に改め、同表天草市立瀬戸小学校の項を削り、同表天草市立大楠小学校の項を次のように改める。

天草市立有明小学校	天草市有明町赤崎 3291 番地
-----------	------------------

別表第 1 天草市立浦和小学校の項及び天草市立島子小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

平成 30 年 4 月 1 日に、志柿小学校、本渡東小学校及び瀬戸小学校を統合して本渡東小学校を設置し、並びに大楠小学校、浦和小学校及び島子小学校を統合して新たに有明小学校を設置することに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 20 号

天草市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について

天草市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例

天草市奨学生選考委員会条例（平成 18 年天草市条例第 91 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「15 人」を「8 人」に改め、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

第 3 条第 2 項第 3 号から第 5 号までを削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市合併後 10 年を経過し奨学生選考の基準等が確立されたことに伴い、委員の定数を削減するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 2 1 号

天草市教育振興審議会条例の制定について

天草市教育振興審議会条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市教育振興審議会条例

(設置)

第 1 条 本市の教育振興に関する重要事項を調査審議するため、天草市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、天草市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に答申するとともに、必要な意見を述べることができる。

- (1) 教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 1 7 条第 2 項の規定により定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育振興に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は委員として議決に加わることができない。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

附属機関を設置するには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 22 号

天草市町民センター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市町民センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市町民センター条例の一部を改正する条例

天草市町民センター条例（平成 18 年天草市条例第 98 号）の一部を次のように改める。

第 2 条の表御所浦島開発総合センターの項及び天草町民センターの項を削る。

別表御所浦島開発総合センターの部及び天草町民センターの部を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

複数ある施設の名称を地区コミュニティセンターに一本化するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 23 号

天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

天草市ふれあいセンター条例（平成 18 年天草市条例第 110 号）の一部を次のように改める。

第 2 条の表くたまふれあいセンターの項、ふかみふれあいセンターの項、横浦島コミュニティセンターの項及びあここの里ふれあい館の項を削る。

別表くたまふれあいセンターの部、ふかみふれあいセンターの部、横浦島コミュニティセンターの部及びあここの里ふれあい館の部を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

複数ある施設の名称を地区コミュニティセンターに一本化するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 24 号

天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

天草市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市下水道条例の一部を改正する条例

天草市下水道条例（平成 18 年天草市条例第 246 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「公益財団法人熊本市下水道技術センター」を「公益財団法人熊本市上下水道サービス公社」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

公益財団法人熊本市下水道技術センターと公益財団法人熊本市水道サービス公社が合併し、新たに公益財団法人熊本市上下水道サービス公社が設置されるため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 25 号

第 2 次天草市総合計画基本構想及び前期基本計画の変更について

第 2 次天草市総合計画基本構想及び前期基本計画を別冊のように変更するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

(提案理由)

天草市総合計画の基本構想及び基本計画を変更するには、天草市議会基本条例（平成 24 年天草市条例第 24 号）第 11 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 26 号

天草市過疎地域自立促進計画の策定について

天草市過疎地域自立促進計画を別冊のように定めるものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

(提案理由)

天草市過疎地域自立促進計画を定めるには、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 27 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
志柿地区コミュニティセンター及び志柿町瀬戸地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市志柿町 3390 番地 10
志柿地区振興会
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 28 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
牛深地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市牛深町 122 番地 2
牛深地区振興会
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 29 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

嵐口地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市御所浦町御所浦 2895 番地 14

嵐口地区振興会

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 30 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

小宮地地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市新和町小宮地 669 番地 1

小宮地地区振興会

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 3 1 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
鬼池地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市五和町鬼池 1 2 9 1 番地 1
鬼池まちづくり振興会
- 3 指定の期間
平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 3 2 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
二江地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市五和町二江 3 1 5 0 番地 3
二江まちづくり振興会
- 3 指定の期間
平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 33 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

新合地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市河浦町新合 2008 番地 4

新合地区振興会

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 34 号

指定管理者の指定について

天草市新和及び五和農畜産物処理加工施設条例（平成 18 年天草市条例第 171 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
新和農畜産物処理加工施設
- 2 指定管理者となる団体
天草市新和町小宮地 8911 番地 1
新和町農畜産物加工所管理組合
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 35 号

指定管理者の指定について

天草市新和及び五和農畜産物処理加工施設条例（平成 18 年天草市条例第 171 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
五和農畜産物処理加工施設
- 2 指定管理者となる団体
天草市五和町手野一丁目 3776 番地 4
イルカの里特産品加工グループ
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 36 号

指定管理者の指定について

天草市福連木まごころ市場条例（平成 18 年天草市条例第 188 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
福連木まごころ市場
- 2 指定管理者となる団体
天草市天草町福連木 3 3 7 2 番地 1
福連木農林水産物直売所管理運営組合
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 37 号

指定管理者の指定について

天草市しんわタやけ市場条例（平成 18 年天草市条例第 189 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
しんわタやけ市場
- 2 指定管理者となる団体
天草市新和町小宮地 1 2 7 番地 1
しんわタやけ市運営管理協議会
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 38 号

指定管理者の指定について

天草市とどろき万太郎村条例（平成 18 年天草市条例第 192 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
とどろき万太郎村
- 2 指定管理者となる団体
熊本県熊本市南区近見八丁目 6 番 101 号
株式会社リバーウェーブ
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 39 号

指定管理者の指定について

天草市福連木かしの木館条例（平成 18 年天草市条例第 193 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
福連木かしの木館
- 2 指定管理者となる団体
天草市天草町福連木 1 3 7 4 番地 1
角山生活研究グループ
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第40号

指定管理者の指定について

天草市西平椿公園カメラハウス条例（平成18年天草市条例第194号）第17条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成28年2月22日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
西平椿公園カメラハウス
- 2 指定管理者となる団体
天草市天草町大江4126番地
西平カメラクラブ
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 1 号

指定管理者の指定について

天草市藍の岬キャンプ村条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 9 号）第 1 6 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
藍の岬キャンプ村
- 2 指定管理者となる団体
天草市天草町高浜南 6 0 9 番地
天草西海岸リゾート開発
- 3 指定の期間
平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 2 号

指定管理者の指定について

天草市下田温泉センター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 2 0 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
下田温泉センター
- 2 指定管理者となる団体
天草市小松原町 1 0 番 1 2 号
苓州建設工業株式会社
- 3 指定の期間
平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 3 号

指定管理者の指定について

天草市大江特産品加工場条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 2 9 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
大江特産品加工場
- 2 指定管理者となる団体
天草市天草町大江 8 1 0 9 番地
いもっ子の会
- 3 指定の期間
平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 4 号

指定管理者の指定について

天草市営住宅条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 3 5 号）第 6 2 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
天草市営住宅
- 2 指定管理者となる団体
天草市南新町 7 番地 1 5
L. S. C. グループ
- 3 指定の期間
平成 2 8 年 7 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第45号

平成27年度天草市一般会計補正予算（第7号）

平成27年度天草市の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ534,599千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,601,011千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 地方消費税交付金		1,467,000	130,000	1,597,000
	1 地方消費税交付金	1,467,000	130,000	1,597,000
10 地方交付税		25,175,636	34,532	25,210,168
	1 地方交付税	25,175,636	34,532	25,210,168
13 使用料及び手数料		692,016	△4,967	687,049
	1 使用料	495,240	△4,967	490,273
14 国庫支出金		6,331,832	85,143	6,416,975
	1 国庫負担金	4,966,846	59,433	5,026,279
	2 国庫補助金	1,348,592	25,710	1,374,302
15 県支出金		3,955,979	43,861	3,999,840
	1 県負担金	2,092,186	19,787	2,111,973
	2 県補助金	1,583,368	36,247	1,619,615
	3 県委託金	280,425	△12,173	268,252
16 財産収入		98,884	8,798	107,682
	1 財産運用収入	73,074	8,798	81,872
17 寄附金		51,273	42,167	93,440
	1 寄附金	51,273	42,167	93,440
18 繰入金		1,587,648	170,334	1,757,982
	2 基金繰入金	1,587,648	170,334	1,757,982
20 諸収入		581,200	24,731	605,931
	5 雑入	360,768	24,731	385,499
補正されなかった款項に係る額		16,124,944		16,124,944
歳入合計		56,066,412	534,599	56,601,011

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		295,607	△6,837	288,770
	1 議会費	295,607	△6,837	288,770
2 総務費		10,203,255	280,463	10,483,718
	1 総務管理費	9,404,679	300,040	9,704,719
	2 徴税費	306,740	1,795	308,535
	3 地籍調査費	65,999	250	66,249
	4 戸籍住民基本台帳費	154,627	15,648	170,275
	5 選挙費	161,611	△37,721	123,890
	6 統計調査費	64,941	162	65,103
	7 監査委員費	44,658	289	44,947
3 民生費		16,455,369	312,064	16,767,433
	1 社会福祉費	4,796,036	78,073	4,874,109
	2 高齢者福祉費	4,128,134	1,677	4,129,811
	3 児童福祉費	6,112,703	69,382	6,182,085
	4 生活保護費	1,416,496	162,932	1,579,428
4 衛生費		6,724,142	△79,581	6,644,561
	1 保健衛生費	992,047	1,564	993,611
	2 環境費	3,689,775	△82,476	3,607,299
	4 水道費	914,897	△777	914,120
	5 病院費	892,913	1,366	894,279
	6 看護専門学校費	147,919	742	148,661
	5 農林水産業費		2,929,602	63,439
1 農業費	1,502,498	44,471	1,546,969	
2 林業費	350,049	167	350,216	
3 水産業費	1,077,055	18,801	1,095,856	
6 商工費		1,804,934	76,089	1,881,023

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工費	1,804,934	76,089	1,881,023
7 土木費		2,613,295	3,258	2,616,553
	1 土木管理費	153,871	970	154,841
	2 道路橋梁費	1,029,447	654	1,030,101
	3 河川費	188,596	39	188,635
	4 港湾費	132,578	160	132,738
	5 都市計画費	291,064	683	291,747
	6 下水道費	625,800	454	626,254
	7 住宅費	191,939	298	192,237
8 消防費		2,894,722	8,890	2,903,612
	1 消防費	2,894,722	8,890	2,903,612
9 教育費		3,854,228	△113,191	3,741,037
	1 教育総務費	1,084,120	1,883	1,086,003
	2 小学校費	660,030	△9,158	650,872
	3 中学校費	464,626	△103,362	361,264
	4 幼稚園費	167,999	△6,857	161,142
	6 学校給食費	654,957	2,868	657,825
	7 社会教育費	822,496	1,435	823,931
10 災害復旧費		1,482,270	△9,995	1,472,275
	3 文教施設災害復旧費	29,643	△9,995	19,648
補正されなかった款項に係る額		6,808,988		6,808,988
歳出合計		56,066,412	534,599	56,601,011

第2表 繰越明許費補正

1 繰越明許費の追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	移住・定住促進対策事業（地方創生加速化交付金事業）	15,797
		電算システム整備事業	79,511
4 衛生費	2 環境費	海岸漂着物地域対策推進事業	5,900
		汚泥再生処理センター整備事業	684,000
5 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	96,297
		畜産クラスター関連事業	7,212
		農業基盤整備促進事業	16,000
		農業用施設維持管理事業	5,700
	2 林業費	林道今田線普通林道開設事業	18,660
	3 水産業費	崎津漁港漁業集落環境整備事業	29,500
6 商工費	1 商工費	（仮称）イルカセンター整備事業	5,000
		重要景観構成要素修景事業	25,000
		「しごと創生」支援事業（地方創生加速化交付金事業）	40,000
		魅力ある観光地域づくり連携事業（地方創生加速化交付金事業）	32,600
		自転車を活用した天草の観光促進事業（地方創生加速化交付金事業）	1,000
7 土木費	4 港湾費	港湾改修事業（交付金）	2,500
	5 都市計画費	熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	24,000

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 消防費	1 消防費	消防格納庫整備事業	13,000
		防災行政無線整備事業	563,056
		避難路整備事業	3,769
9 教育費	2 小学校費	(仮称)有明小学校建設事業	65,000
10 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年発生県単自治山施設	6,386
		現年発生補助林業施設	16,000

2 繰越明許費の変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
5 農林水産業費	3 水産業費	漁村再生交付金事業	37,600	補正前に同じ	69,100
6 商工費	1 商工費	世界遺産登録推進事業	86,970	補正前に同じ	126,450
7 土木費	2 道路橋梁費	市道改良(交付金)事業	61,302	補正前に同じ	98,381

第3表 債務負担行為補正

1 債務負担行為の追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成27年度農業制度資金利子補給	平成28年度～平成42年度	1,633
	年度別内訳	
	平成28年度	256
	平成29年度	232
	平成30年度	210
	平成31年度	185
	平成32年度	159
	平成33年度	131
	平成34年度	115
	平成35年度	101
	平成36年度	72
	平成37年度	62
	平成38年度	48
	平成39年度	34
平成40年度	19	
平成41年度	8	
平成42年度	1	

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成27年度漁業近代化資金利子補給	平成28年度～平成30年度	10
	年度別内訳	
	平成28年度	4
	平成29年度	3
平成30年度	3	
平成27年度商工業設備投資利子補給	平成28年度～平成30年度	3,436
	年度別内訳	
	平成28年度	1,467
	平成29年度	1,391
平成30年度	578	
天草市起業創業資金融資利子補給	平成28年度～平成30年度	1,535
	年度別内訳	
	平成28年度	649
	平成29年度	535
平成30年度	351	

議第46号

平成27年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成27年度天草市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205,987千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,018,066千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月22日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 共同事業交付金		3,511,871	204,061	3,715,932
	1 共同事業交付金	3,511,871	204,061	3,715,932
8 財産収入		700	1,076	1,776
	1 財産運用収入	700	1,076	1,776
9 繰入金		1,373,032	850	1,373,882
	1 一般会計繰入金	1,373,031	850	1,373,881
補正されなかった款項に係る額		10,926,476		10,926,476
歳 入 合 計		15,812,079	205,987	16,018,066

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		153,093	732	153,825
	1 総務管理費	124,114	732	124,846
2 保険給付費		9,580,537	0	9,580,537
	1 療養諸費	8,323,037	0	8,323,037
	2 高額療養費	1,210,000	0	1,210,000
7 共同事業拠出金		3,390,355	207,880	3,598,235
	1 共同事業拠出金	3,390,355	207,880	3,598,235
8 保健事業費		132,452	118	132,570
	2 特別総合保健事業費	26,269	118	26,387
9 基金積立金		700	1,076	1,776
	1 基金積立金	700	1,076	1,776
12 予備費		393,717	△3,819	389,898
	1 予備費	393,717	△3,819	389,898
補正されなかった款項に係る額		2,161,225		2,161,225
歳 出 合 計		15,812,079	205,987	16,018,066

議第47号

平成27年度天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成27年度天草市の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,796千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,813,327千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前の額	補正額	計
6 財産収入		650	572	1,222
	1 財産運用収入	650	572	1,222
7 繰入金		1,614,154	1,224	1,615,378
	1 一般会計繰入金	1,514,154	1,224	1,515,378
補正されなかった款項に係る額		9,196,727		9,196,727
歳入合計		10,811,531	1,796	10,813,327

(単位：千円)

歳出款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		258,798	1,224	260,022
	1 総務管理費	155,347	1,224	156,571
6 基金積立金		140,871	572	141,443
	1 基金積立金	140,871	572	141,443
補正されなかった款項に係る額		10,411,862		10,411,862
歳出合計		10,811,531	1,796	10,813,327

議第48号

平成27年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成27年度天草市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,177,674千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		465,632	232	465,864
	1 一般会計繰入金	465,632	232	465,864
補正されなかった款項に係る額		711,810		711,810
歳入合計		1,177,442	232	1,177,674

(単位：千円)

歳出 款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		39,197	232	39,429
	1 総務管理費	37,646	232	37,878
補正されなかった款項に係る額		1,138,245		1,138,245
歳出合計		1,177,442	232	1,177,674

議第49号

平成27年度天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度天草市の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ122,493千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,088,543千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年2月22日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		129,085	△69,025	60,060
	2 国庫補助金	129,085	△69,025	60,060
4 繰入金		407,461	332	407,793
	1 一般会計繰入金	407,461	332	407,793
7 市債		153,400	△53,800	99,600
	1 市債	153,400	△53,800	99,600
補正されなかった款項に係る額		521,090		521,090
歳入合計		1,211,036	△122,493	1,088,543

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		701,330	△122,493	578,837
	1 公共下水道費	701,330	△122,493	578,837
補正されなかった款項に係る額		509,706		509,706
歳出合計		1,211,036	△122,493	1,088,543

第2表 地方債補正

1 地方債の変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	153,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融 資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものによる。ただし、市財 政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換えす ることができる。	99,600	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

議第50号

平成27年度天草市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度天草市の特定環境保全公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,878千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ325,381千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		31,070	△10,000	21,070
	2 国庫補助金	31,070	△10,000	21,070
4 繰入金		218,339	122	218,461
	1 一般会計繰入金	218,339	122	218,461
7 市債		57,500	△10,000	47,500
	1 市債	57,500	△10,000	47,500
補正されなかった款項に係る額		38,350		38,350
歳入合計		345,259	△19,878	325,381

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 特定環境保全公共下水道事業費		187,659	△19,878	167,781
	1 特定環境保全公共下水道事業費	187,659	△19,878	167,781
補正されなかった款項に係る額		157,600		157,600
歳出合計		345,259	△19,878	325,381

第2表 地方債補正

1 地方債の変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定環境保全公共下水道事業	57,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	47,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

議第 5 1 号

平成 2 7 年度 天草市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 7 年度天草市の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60, 821 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		45,322	50	45,372
	1 一般会計繰入金	45,322	50	45,372
補正されなかった款項に係る額		15,449		15,449
歳入合計		60,771	50	60,821

(単位：千円)

歳出 款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		32,918	50	32,968
	1 農業集落排水事業費	32,918	50	32,968
補正されなかった款項に係る額		27,853		27,853
歳出合計		60,771	50	60,821

議第52号

平成27年度天草市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度天草市の漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ598,959千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		294,930	181	295,111
	1 一般会計繰入金	292,980	181	293,161
補正されなかった款項に係る額		303,848		303,848
歳入合計		598,778	181	598,959

(単位：千円)

歳出 款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		376,180	181	376,361
	1 漁業集落排水事業費	376,180	181	376,361
補正されなかった款項に係る額		222,598		222,598
歳出合計		598,778	181	598,959

議第53号

平成27年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,979千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月22日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		84,261	119	84,380
	1 一般会計繰入金	83,203	119	83,322
補正されなかった款項に係る額		68,599		68,599
歳入合計		152,860	119	152,979

(単位：千円)

歳出 款	項	補正前の額	補正額	計
1 浄化槽市町村整備推進事業費		117,423	119	117,542
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	117,423	119	117,542
補正されなかった款項に係る額		35,437		35,437
歳出合計		152,860	119	152,979

議第54号

平成27年度天草市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度天草市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ777千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,404,913千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月22日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		774,839	△777	774,062
	1 一般会計繰入金	774,839	△777	774,062
補正されなかった款項に係る額		630,851		630,851
歳入合計		1,405,690	△777	1,404,913

(単位：千円)

歳出 款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		625,432	△777	624,655
	1 簡易水道総務費	538,832	△777	538,055
補正されなかった款項に係る額		780,258		780,258
歳出合計		1,405,690	△777	1,404,913

議第55号

平成27年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第2号）

平成27年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,185千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189,792千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月22日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		67,381	1,185	68,566
	1 一般会計繰入金	67,381	1,185	68,566
補正されなかった款項に係る額		121,226		121,226
歳入合計		188,607	1,185	189,792

(単位：千円)

歳出 款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		156,585	1,185	157,770
	1 総務管理費	156,585	1,185	157,770
補正されなかった款項に係る額		32,022		32,022
歳出合計		188,607	1,185	189,792

議第56号

平成27年度天草市歯科診療所特別会計補正予算（第2号）

平成27年度天草市の歯科診療所特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,404千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		8,876	181	9,057
	1 一般会計繰入金	8,876	181	9,057
補正されなかった款項に係る額		42,347		42,347
歳入合計		51,223	181	51,404

(単位：千円)

歳出 款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		36,083	181	36,264
	1 総務管理費	36,034	181	36,215
補正されなかった款項に係る額		15,140		15,140
歳出合計		51,223	181	51,404

議第57号

平成27年度天草市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成27年度天草市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成27年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 病院事業収益	3,990,145 千円	12,005 千円	4,002,150 千円
第1項 医 業 収 益	3,377,668 千円	12,005 千円	3,389,673 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	3,990,145 千円	12,005 千円	4,002,150 千円
第1項 医 業 費 用	3,896,107 千円	12,005 千円	3,908,112 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職 員 給 与 費	2,440,811 千円	12,005 千円	2,452,816 千円

平成28年2月22日提出

天草市長 中 村 五 木

議第58号

平成27年度天草市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成27年度天草市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成27年度天草市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	支 出	（補正予定額）	（計）
第1款 事業費	1,458,509 千円		507 千円	1,459,016 千円
第1項 営業費用	1,305,964 千円		507 千円	1,306,471 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「702,256千円」を「702,473千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 26,326千円、過年度分損益勘定留保資金「675,930千円」を「676,147千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	支 出	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的支出	743,945 千円		217 千円	744,162 千円
第1項 建設改良費	386,004 千円		217 千円	386,221 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第6条（1）に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	146,265 千円	724 千円	146,989 千円

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

平成28年度天草市一般会計予算

平成28年度天草市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 52,493,678千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

- 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		7,167,502
	1 市民税	2,751,973
	2 固定資産税	3,317,019
	3 軽自動車税	231,589
	4 市たばこ税	537,000
	6 入湯税	30,800
	7 都市計画税	299,121
2 地方譲与税		450,600
	1 地方揮発油譲与税	131,000
	2 自動車重量譲与税	319,000
	4 航空機燃料譲与税	600
3 利子割交付金		8,000
	1 利子割交付金	8,000
4 配当割交付金		40,000
	1 配当割交付金	40,000
5 株式等譲渡所得割交付金		40,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	40,000
6 地方消費税交付金		1,596,000
	1 地方消費税交付金	1,596,000
7 ゴルフ場利用税交付金		14,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	14,000
8 自動車取得税交付金		46,000
	1 自動車取得税交付金	46,000
9 地方特例交付金		18,000
	1 地方特例交付金	18,000
10 地方交付税		24,289,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地方交付税	24,289,000
11 交通安全対策特別交付金		10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
12 分担金及び負担金		593,462
	1 分担金	16,476
	2 負担金	576,986
13 使用料及び手数料		673,936
	1 使用料	483,204
	2 手数料	190,732
14 国庫支出金		6,421,962
	1 国庫負担金	4,822,101
	2 国庫補助金	1,580,615
	3 国庫委託金	19,246
15 県支出金		4,023,533
	1 県負担金	2,155,461
	2 県補助金	1,646,068
	3 県委託金	222,004
16 財産収入		105,590
	1 財産運用収入	89,898
	2 財産売払収入	15,692
17 寄附金		200,001
	1 寄附金	200,001
18 繰入金		1,321,545
	2 基金繰入金	1,321,545
19 繰越金		1
	1 繰越金	1

(単位：千円)

款	項	金額
20 諸収入		547,746
	1 延滞金、加算金及び過料	7,000
	2 市預金利子	2,400
	3 貸付金元利収入	205,024
	4 受託事業収入	2,478
	5 雑入	330,844
21 市債		4,926,800
	1 市債	4,926,800
歳入	合計	52,493,678

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		268,429
	1 議会費	268,429
2 総務費		7,608,293
	1 総務管理費	6,891,628
	2 徴税費	340,422
	3 地籍調査費	58,541
	4 戸籍住民基本台帳費	134,192
	5 選挙費	110,748
	6 統計調査費	26,378
	7 監査委員費	46,384
3 民生費		17,658,456
	1 社会福祉費	5,378,201
	2 高齢者福祉費	4,554,060
	3 児童福祉費	6,284,933
	4 生活保護費	1,440,762
	5 災害救助費	500
4 衛生費		5,954,740
	1 保健衛生費	964,184
	2 環境費	2,918,343
	3 斎場費	89,455
	4 水道費	861,848
	5 病院費	966,272
	6 看護専門学校費	154,638
5 農林水産業費		2,957,334
	1 農業費	1,607,731
	2 林業費	310,033

(単位：千円)

款	項	金額
	3 水産業費	1,039,570
6 商工費		1,290,218
	1 商工費	1,290,218
7 土木費		2,827,885
	1 土木管理費	169,469
	2 道路橋梁費	1,033,312
	3 河川費	117,357
	4 港湾費	120,375
	5 都市計画費	546,378
	6 下水道費	612,602
	7 住宅費	228,392
8 消防費		2,834,409
	1 消防費	2,834,409
9 教育費		4,044,851
	1 教育総務費	1,177,690
	2 小学校費	1,223,896
	3 中学校費	230,079
	4 幼稚園費	149,662
	6 学校給食費	608,179
	7 社会教育費	655,345
10 災害復旧費		39,421
	1 農林水産施設災害復旧費	10,211
	2 公共土木施設災害復旧費	29,210
11 公債費		6,979,642
	1 公債費	6,979,642
13 予備費		30,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 予備費	30,000
歳出	合計	52,493,678

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
天草市コミュニティエフエム局設置事業	平成29年度	178,840
財務会計等システム更新委託	平成29年度	80,000
(仮称) 本渡東小学校建設事業	平成29年度	820,156
(仮称) 有明小学校建設事業	平成29年度	853,305

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域情報化事業債	181,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件によ り、銀行その他の場合にはその債権者と協 定するものによる。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは低利に借換えするこ とができる。
コミュニティセンター整備事業債	29,300			
体育施設整備事業債	28,600			
汚泥再生処理センター整備事業債	492,300			
林道整備事業債	10,500			
漁港施設整備事業債	203,900			
観光施設整備事業債	21,900			
道路橋梁整備事業債	502,400			
河川整備事業債	35,800			
港湾改修事業債	47,900			
公園整備事業債	17,100			
街路整備事業債	95,100			
消防防災施設整備事業債	1,113,600			
小学校施設整備事業債	643,400			
文化施設整備事業債	24,300			
臨時財政対策債	1,479,100			
合 計	4,926,800			

議第60号

平成28年度天草市国民健康保険特別会計予算

平成28年度天草市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,350,830千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1,739,589
	1 国民健康保険税	1,739,589
2 使用料及び手数料		2,000
	1 手数料	2,000
3 国庫支出金		3,977,600
	1 国庫負担金	2,442,600
	2 国庫補助金	1,535,000
4 県支出金		848,600
	1 県負担金	88,600
	2 県補助金	760,000
5 療養給付費交付金		618,000
	1 療養給付費交付金	618,000
6 前期高齢者交付金		2,934,200
	1 前期高齢者交付金	2,934,200
7 共同事業交付金		3,731,136
	1 共同事業交付金	3,731,136
8 財産収入		900
	1 財産運用収入	900
9 繰入金		1,338,001
	1 一般会計繰入金	1,338,000
	2 基金繰入金	1
10 繰越金		150,001
	1 繰越金	150,001
11 諸収入		10,803
	1 延滞金、加算金及び過料	2,150
	2 預金利子	1

(単位：千円)

款	項	金額
	3 雑入	8,652
歳入	合計	15,350,830

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		159,656
	1 総務管理費	128,531
	2 徴税費	10,436
	3 運営協議会費	720
	4 趣旨普及費	809
	5 国民健康保険特別対策事業費	19,160
2 保険給付費		9,312,587
	1 療養諸費	8,072,837
	2 高額療養費	1,192,000
	3 移送費	500
	4 出産育児諸費	42,000
	5 葬祭諸費	5,250
3 後期高齢者支援金等		1,432,180
	1 後期高齢者支援金等	1,432,180
4 前期高齢者納付金等		1,930
	1 前期高齢者納付金等	1,930
5 老人保健拠出金		101
	1 老人保健拠出金	101
6 介護納付金		609,000
	1 介護納付金	609,000
7 共同事業拠出金		3,608,700
	1 共同事業拠出金	3,608,700
8 保健事業費		158,794
	1 保健事業費	113,082
	2 特別総合保健事業費	45,712
9 基金積立金		900

(単位：千円)

款	項	金額
	1 基金積立金	900
11 諸支出金		16,982
	1 償還金及び還付加算金	10,502
	2 他会計繰出金	6,480
12 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
(公債費)	(公債費)	(廃款)
歳出	合計	15,350,830

平成28年度天草市介護保険特別会計予算

平成28年度天草市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,936,920千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入 款	項	金 額
1 保険料		1,710,803
	1 介護保険料	1,710,803
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 国庫支出金		2,968,357
	1 国庫負担金	1,848,765
	2 国庫補助金	1,119,592
4 支払基金交付金		2,914,774
	1 支払基金交付金	2,914,774
5 県支出金		1,561,817
	1 県負担金	1,520,346
	2 県補助金	41,471
6 財産収入		1,506
	1 財産運用収入	1,506
7 繰入金		1,778,763
	1 一般会計繰入金	1,628,763
	2 基金繰入金	150,000
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		699
	1 延滞金、加算金及び過料	120
	2 預金利子	106
	3 雑入	473
歳 入	合 計	10,936,920

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		265,782
	1 総務管理費	156,113
	2 徴収費	4,698
	3 介護認定審査会費	103,267
	4 趣旨普及費	650
	5 計画策定委員会費	1,054
2 保険給付費		10,366,500
	1 介護サービス等諸費	8,775,000
	2 介護予防サービス等諸費	767,000
	3 その他諸費	10,500
	4 高額介護サービス等費	221,000
	5 高額医療合算介護サービス等費	30,000
	6 特定入所者介護サービス等費	563,000
5 地域支援事業費		228,256
	1 介護予防事業費	43,408
	2 包括的支援事業・任意事業費	184,848
6 基金積立金		1,506
	1 基金積立金	1,506
7 公債費		500
	1 公債費	500
8 諸支出金		5,001
	1 償還金及び還付加算金	5,001
9 予備費		69,375
	1 予備費	69,375
(介護予防支援事業費)		
	(介護予防支援事業費)	(廃款)
歳 出	合 計	10,936,920

議第62号

平成28年度天草市後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度天草市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,185,983千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入 款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		654,962
	1 後期高齢者医療保険料	654,962
2 使用料及び手数料		210
	1 手数料	210
4 繰入金		487,278
	1 一般会計繰入金	487,278
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		43,532
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 預金利子	1
	3 償還金及び還付加算金	1,500
	4 雑入	42,021
歳 入	合 計	1,185,983

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		40,127
	1 総務管理費	38,578
	2 徴収費	1,549
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,110,280
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,110,280
3 保健事業費		33,576
	1 保健事業費	33,576
4 諸支出金		1,500
	1 償還金及び還付加算金	1,500
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	1,185,983

平成28年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算

平成28年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 151,423千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000千円と定める。

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入 款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2,387
	1 分担金	2,387
2 使用料及び手数料		52,481
	1 使用料	52,480
	2 手数料	1
3 国庫支出金		6,292
	1 国庫補助金	6,292
4 県支出金		879
	1 県補助金	879
5 財産収入		4
	1 財産運用収入	4
6 繰入金		76,178
	1 一般会計繰入金	75,242
	2 基金繰入金	936
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		1
	1 延滞金、加算金及び過料	1
9 市債		13,200
	1 市債	13,200
歳 入	合 計	151,423

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 浄化槽市町村整備推進事業費		118,769
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	118,769
2 基金積立金		883
	1 基金積立金	883
3 公債費		30,771
	1 公債費	30,771
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	151,423

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規則に基づく 利子補給（平成28年度）	平成29年度～平成33年度	76
	年度別内訳	
	平成29年度	27
	平成30年度	21
	平成31年度	15
	平成32年度 平成33年度	9 4
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規則に基づく 損失補償	金融機関が補償の履行日として 指定する期間	天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規則に基づき改造工事を行うものに対し、金融機関が1箇所(世帯)当たり700千円以内で貸付けた融資総額の50%を限度に損失補償

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
浄化槽市町村整備推進事業	13,200	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

平成28年度天草市簡易水道事業特別会計予算

平成28年度天草市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,392,808千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入 款	項	金 額
1 使用料及び手数料		527,717
	1 使用料	527,258
	2 手数料	459
3 繰入金		728,151
	1 一般会計繰入金	728,151
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,439
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 受託事業収入	7,800
	5 雑入	637
6 市債		128,500
	1 市債	128,500
歳 入	合 計	1,392,808

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 簡易水道事業費		607,331
	1 簡易水道総務費	531,731
	2 簡易水道建設改良費	75,600
2 公債費		784,477
	1 公債費	784,477
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	1,392,808

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業債	128,500	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

議第65号

平成28年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算

平成28年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 217,252千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入 款	項	金 額
1 診療収入		92,400
	1 診療収入	92,400
2 使用料及び手数料		593
	1 手数料	593
4 財産収入		6
	1 財産運用収入	5
	2 財産売払収入	1
5 繰入金		118,244
	1 一般会計繰入金	118,244
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		6,008
	1 諸収入	6,008
歳 入	合 計	217,252

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務管理費		180,960
	1 総務管理費	180,960
2 医業費		35,691
	1 医業費	35,691
3 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 予備費		600
	1 予備費	600
歳 出	合 計	217,252

議第66号

平成28年度天草市歯科診療所特別会計予算

平成28年度天草市の歯科診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 60,396千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入 款	項	金 額
1 歯科診療収入		29,700
	1 歯科診療収入	29,700
2 財産収入		169
	1 財産運用収入	168
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		29,457
	1 一般会計繰入金	29,457
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,069
	1 諸収入	1,069
歳 入	合 計	60,396

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務管理費		35,551
	1 総務管理費	35,477
	2 研究研修費	74
2 歯科医業費		24,445
	1 歯科医業費	24,445
3 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出	合 計	60,396

議第67号

平成28年度天草市斎場事業特別会計予算

平成28年度天草市の斎場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 93,461千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入 款	項	金 額
1 使用料及び手数料		3,978
	1 使用料	3,978
2 財産収入		25
	1 財産運用収入	25
3 繰入金		89,455
	1 繰入金	89,455
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	93,461

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 斎場事業費		43,556
	1 斎場事業費	43,556
2 公債費		47,905
	1 公債費	47,905
10 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	93,461

議第68号

平成28年度天草市一町田財産区特別会計予算

平成28年度天草市の一町田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,136千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月22日提出

天草市一町田財産区管理者

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入 款	項	金 額
1 財産収入		67
	1 財産運用収入	65
	2 財産売払収入	2
2 繰越金		8,066
	1 繰越金	8,066
3 諸収入		3
	1 預金利子	2
	2 雑入	1
歳 入	合 計	8,136

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,191
	1 総務管理費	1,191
2 予備費		6,945
	1 予備費	6,945
歳 出	合 計	8,136

議第69号

平成28年度天草市新合財産区特別会計予算

平成28年度天草市の新合財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,499千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月22日提出

天草市新合財産区管理者

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入 款	項	金 額
1 財産収入		2
	1 財産売払収入	2
2 繰越金		1,495
	1 繰越金	1,495
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	1,499

(単位：千円)

歳 出 款	項	金 額
1 総務費		277
	1 総務管理費	277
2 予備費		1,222
	1 予備費	1,222
歳 出	合 計	1,499

平成28年度天草市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度天草市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数		359	床
一般病床		168	床
医療型療養病床		127	床
介護型療養病床		18	床
結核病床		46	床
(2) 延患者数		262,505	人
入院患者数	一般病床	51,465	人
	医療型療養病床	44,165	人
	介護型療養病床	6,570	人
	結核病床	1,825	人
外来患者数	一般外来	151,840	人
	介護サービス	6,640	人
(3) 一日平均患者数		828	人
入院患者数	一般病床	141	人
	医療型療養病床	121	人
	介護型療養病床	18	人
	結核病床	5	人
外来患者数	一般外来	520	人
	介護サービス	23	人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	4,060,918 千円
第1項 医業収益	3,449,080 千円
第2項 医業外収益	611,826 千円
第3項 特別利益	12 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	4,060,918 千円
第1項 医業費用	3,972,480 千円
第2項 医業外費用	84,430 千円
第3項 特別損失	8 千円
第4項 予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額333,574千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,683千円、過年度分損益勘定留保資金313,891千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	222,270 千円
第1項 他会計出資金	181,455 千円
第2項 他会計補助金	6,480 千円
第3項 県補助金	34,335 千円
支 出	
第1款 資本的支出	555,844 千円
第1項 建設改良費	265,726 千円
第2項 企業債償還金	290,118 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における医業費用・医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,561,152 千円
(2) 交際費 2,150 千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
病院事業収益	医業外収益	27,146千円	・研究研修費、共済追加費用等の経費の一部を補助するため(一般会計)
資本的収入	他会計補助金	6,480千円	・国保直診施設が行う医療機器整備事業を補助するため(国民健康保険特別会計)
合	計	33,626千円	

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、258,600千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産	種類	名称	数量
	医療機器	オーダーリングシステム	一式
	建物附属設備	スプリンクラー設備	一式

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

議第71号

平成28年度天草市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	20,657 戸
(2) 年間総給水量	6,085,161 m ³
(3) 一日平均給水量	16,672 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路布設事業	257,950 千円
イ 受水槽築造事業	77,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			1,603,181 千円
第1項 営業収益			1,405,677 千円
第2項 営業外収益			197,494 千円
第3項 特別利益			10 千円
	支	出	
第1款 事業費			1,499,700 千円
第1項 営業費用			1,344,903 千円
第2項 営業外費用			154,257 千円
第3項 特別損失			440 千円
第4項 予備費			100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額731,023千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,379千円、過年度分損益勘定留保資金703,644千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		34,773 千円
第1項 出資金		23,123 千円
第2項 工事負担金		11,650 千円
	支	出
第1款 資本的支出		765,796 千円
第1項 建設改良費		400,384 千円
第2項 企業債償還金		365,412 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

165,321 千円

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	105,574千円	無水源地域簡易水道事業等(志柿町、下浦町、楠浦町、本町)、統合前の簡易水道事業(佐伊津町金ヶ丘地区)に伴う起債の利息を補うため並びに高料金対策や児童手当等に要する経費。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木

議第72号

平成28年度天草市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	13,146 戸
(2) 年間総処理水量	4,060,800 m ³
(3) 一日平均処理水量	11,125 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管渠建設改良事業	189,815 千円
イ ポンプ場建設改良事業	340,487 千円
ウ 処理場建設改良事業	140,778 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 事業収益		2,114,057 千円
第1項 営業収益		843,474 千円
第2項 営業外収益		1,270,583 千円
	支 出	
第1款 事業費		2,023,393 千円
第1項 営業費用		1,852,694 千円
第2項 営業外費用		162,147 千円
第3項 特別損失		7,552 千円
第4項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額710,488千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,871千円、引継金130,000千円、当年度損益勘定留保資金553,617千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資本的収入		681,523千円
第1項	企業債		348,000千円
第2項	補助金		325,149千円
第3項	受益者負担金及び分担金		8,374千円
		支 出	
第1款	資本的支出		1,392,011千円
第1項	建設改良費		675,580千円
第2項	企業債償還金		716,431千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ79,000千円及び160,000千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規則に基づく利子補給(平成28年度)	平成29年度～平成33年度	896千円
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規則に基づく損失補償	平成29年度～平成33年度	天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規則に基づき改造工事を行うものに対し、金融機関が1箇所(世帯)当たり700千円以内で貸付けた融資総額の50%を限度に損失補償
今釜新町ポンプ場更新事業	平成29年度	167,100千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	348,000千円	証書借入 又 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費

93,332 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	678,892千円	下水道事業会計の経営基盤確立のため。
資本的収入	補助金	46,401千円	

平成28年2月22日提出

天草市長 中村五木